

# 第3回世羅町議会定例会会議録

令和4年9月5日  
第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第3回世羅町議会定例会 (第1号)

令和4年9月5日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 陸 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

8 番 松 尾 陽 子      9 番 徳 光 義 昭

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 山 名 智 並	健 康 保 険 課 長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商 工 振 興 課 長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 和 泉 秀 宣	せ ら に し 支 所 長 山 崎 誠
教 育 課 長 松 浦 ゆ う 子	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和4年第3回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和4年9月5日】

順番	質問者	質問事項
1	1番 高橋公時	1 どうするコロナ対策・支援はいかに
2	11番 山田睦浩	1 空き家対策と空き家を活用した移住定住に向けた取組は
3	4番 矢山 武	1 新型コロナへの対応の強化と町内の病院の入院状況は 2 米への対策など農村を守る対応は 3 にしおおた保育所おおみ分園の今後の有効活用を
4	7番 藤井照憲	1 気候変動に伴う災害対応は 2 脱炭素ロードマップは
5	5番 向谷伸二	1 農作物への獣害対策は 2 観光事業への新たな取組は

## 開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取組みを行っております。世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。発言の際にもマスクの着用をお願いします。

議場の常時換気を行うとともに換気のため休憩をとります。また、座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

また、10月31日まで庁舎内クールビスの実施により、軽装による勤務を行っております。議場内においても、それを適用いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和4年第3回世羅町議会定例会開会にあたりご挨拶を申し上げたいと思います。

昨日今日といい天気が続いております。台風11号の影響かと思われませんが、6日には、明日でございますけれども、暴風圏域に若干かかるようでございます。稲作等々、取入れ等も進んでいますけれども、是非事故のないように。また大雨のときなどはですね、野外等に出られないように身を守る活動をお願いしたいと思います。

コロナ感染状況でございます。この夏はかなり感染者も増えまして、20人、30人とございましたけれども、現状ではひと桁台でございますが、引き続きの感染防止対策よろしくをお願いします。

世羅町での大きなイベントでございました廿日えびすも中止になってございます。この秋からは保育所や子ども園、また中学校において運動会も開催予定となっております。この状況で開催できることを願うばかりでございますし、また町が関係いたしますイベント、フルーツ王国夢まつりが9月24日に。今高野山1200年の講演会が10月1日に開催予定となっておりますのでございます。そういったイベント等も順調に行われること、また開催いただきま

すそれぞれの団体に感謝を申し上げたいと思いますが、是非とも感染対策、どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

今定例会におきましてはお示しのとおり報告1件、また同意が2件、令和3年度の決算に関するものと合わせまして、令和4年度補正予算等に関するものを提出させていただいております。どうぞ本日からの一般質問、多々いただきますけれども、どうぞこの定例会よろしく願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより 令和4年 第3回世羅町議会定例会 を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、政務報告について提出されています。お手元に配付しておきましたから ご了承願います。

教育長から、教育行政報告について提出されています。お手元に配付しておきましたから ご了承願います。

7月20日から7月21日に開催の「令和4年度市町村議会議員研修」に、8月1日から8月2日に開催の「令和4年度第2回市町村議会議員特別セミナー」に、8月26日に開催の「令和4年度広島県町議会議員研修会」に、お手元に配付のとおり、それぞれ議員派遣しましたので報告しておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した陳情書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情一覧表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和4年5月分、6月分、7月分に関する「例月出納検査結果の報告」、及び令和4年6月実施の「定例監査の結果報告」が提出されています。写しを、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番 松尾陽子議員、 9番 徳光義昭議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの「17日間」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「17日間」と決定しました。

日程第3 一般質問 を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、「どうするコロナ対策・支援はいかに」 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長より発言の許可が出ましたので、通告に基づき順次質問をさせていただきます。「どうするコロナ対策・支援はいかに」

皆様、おはようございます。9月定例会、第3回定例会でのトップバッターを仰せつかりました。本日より決算審査を含む17日間どうぞよろしくお願い申し上げます。

質問に入る前にですけれども、私自身6度目となる決算審査は1期目に初めて委員長経験をさせていただいた貴重な委員会でもあります。1期目の議員さんにとっては当選後、初めて自分達が議決した予算に対しての決算審査になる訳であります。皆様の税金が公平公正に使われているのか。また、予算通りに執行できているのか。こればかりは昨年同様、コロナ禍で中止した事業もある

かと考えます。今年も昨年同様に中止せざるを得なかった事業も、慎重審議をし決算審査では、昨年同様、否決とならないよう願うばかりであります。

さて、今回の定例会での一般質問では、コロナ感染拡大に警鐘を鳴らし、常に先頭に立ち、町長自ら防災無線にて町民に呼びかけをし、感染拡大による住民不安の解消に向け取組まれている昨今でございます。しかし、そうした努力も空しく、未だ感染拡大が続いているコロナ対策及び支援策について5問、奥田町長にお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染者数が都道府県において過去最高を更新し、県内においても未だ猛威を振るっている。我が町においても過去最高の感染者数を更新し、未だに感染拡大が日々続いている現状でございます。感染症の分類も令和3年2月13日に感染症法の改正により「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へ変更されたが未だに2類のままであり、関係者や専門家からは5類相当にし全数把握から定点把握に移行する声も上がっているところでございます。

我が町においてもさまざまな行事が中止や延期となっている中、近隣市町では、コロナ対策をし、開催されている地域も伺われます。隣の上下町だったですかね、花火大会とかなんかされたと聞いております。こうした行事っていうのも市町においてまちまちでございます。こうした中、国や県の対応を鑑みながら、寅年である、奥田町長の更なるリーダーシップが発揮されることを住民は期待しております。

各担当課において今後のコロナ対策についてどのように対応をされ、支援をされていくお考えなのかお伺いいたします。

1問目は町民への感染者情報や注意喚起はいかに。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 1番 高橋公時議員の「どうするコロナ対策・支援はいかに」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員が冒頭お示しいただきましたように、国においても、また県においてもさまざまな取組み、支援をですね、進めていただいております。しかしながら感染者数につきましては、これまで以上にかなりな件数が確認をされたところ



でございます。町といたしましても、どうしても人流がある中での感染者、また少し緩和されたとは言えですね、濃厚接触者等への対応。またイベントに関することに関しても町としても積極的にとはなかなか言えない部分もございまして、実行委員会等が決断されるような状況をですね、寂しくありますが、これは致し方ないことというふうに捉えているところでございます。

どうするコロナ対策・支援の中での町民への感染者情報、また注意喚起についてご質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

感染者の情報につきましては、管轄します保健所から提供される情報をもとに、町のホームページ、世羅町LINE、ケーブルテレビ文字放送による情報提供を行っておるところでございます。また、これらに加えまして、防災行政無線、町の広報を活用し、感染拡大防止等の注意喚起を行っていただいております。詳しい感染者情報が提供されませんので具体的な注意喚起とはなりませんけれども、保健所からの感染拡大の傾向を受け、情報提供の文章などに反映するよう心掛けていただいております。引き続き、県内の感染状況や対策をしっかりと把握し、状況に応じた周知に努めてまいりたいと考えていただいております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきました現在発信しているのは5つ伺いました。まずホームページ、世羅町のライン、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、これは町長も自らご発信されております。町広報、こういった5つの媒体を使って情報提供や注意喚起を行っていただいております。その後詳しい感染者数は提供されませんので、具体的な注意喚起とはなりませんという補足もいただいたところなんですけど、このことについて再度、町がどの程度の情報が入ってきて、やはりどの程度の発信しかできないというのが、住民の皆さん、非常にわかりづらいのでこの点詳しくお尋ねいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。感染者情報の提供についてでございます。県からは県のホームページで公表しております年代別感染者数

のみしか提供がされておられません。感染がどこで拡大をしているか、またクラスターが発生しているか、そういった情報についても入っていない状況でございます。そのためその時期や年代別感染者数、県内の状況などを見極めながら呼びかけを行っているところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきましたように、町のほうにもそう詳しい情報は入ってきてないというのが現状でございます。今の情報発信しかできない。こういったことなんだろうと思います。先日の全協におきまして、令和4年8月29日現在、これは今、9月5日ですから、先月末、8月29日現在、町内におけるコロナ感染者数の合計が1,022人、1,022人であると全協で報告を受けました。ざっと計算をさせていただきましたら、世羅町が今、1万5000人だとすると、15名にひとり、15名にひとりという非常に高い確率でコロナに感染されている状況でございます。しかしながらいっても1割にもいってない。まだまだコロナの感染についてどうしたらいいか、不安な町民がたくさんいらっしゃると思います。

そこで2問目に入りますが、通院による検査や検査キットによる費用負担についてお尋ねいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは2点目の「通院による検査や検査キットによる費用負担は」についてお答えいたします。

無症状の方が医療機関に検査を申し込まれた場合や、検査キットを購入された場合の費用につきましては、現在、自己負担をいただいている状況でございます。無症状で感染の不安のある方につきましては、最寄りの無料PCRセンター等をご利用いただくよう、ご案内しております。

この度、新たな取組みとして、広島県において、医療機関への受診の集中を緩和するため、医療用抗原定性検査キットを用いた「陽性者登録センター」が開設されました。自己負担にはなりますが、検査キットによる自己検査により陽性と判明した場合、センターに登録することで迅速な療養につなげていただけるよ

う、広報、周知等を行ってまいりたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 再度通院による検査の費用負担について再度お尋ねいたします。ご答弁いただきましたように、現在自己負担をいただいている現状であると。最寄りの無料PCRセンターをご利用いただくようご案内しているとご答弁をいただいたところでございます。最寄りのPCRセンター、これはどこにあるのか、お尋ねいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。町広報8月号で一部ご紹介をさせていただいておりますが、予約が必要なセンターとして三次まちづくりセンター駐車場、尾道市役所駐車場、また予約不要のスポットとして、三原市役所玄関前などがございます。このほか町内では瀬尾医院様が8月に県のほうに登録をされ、ネット予約により対応をいただいているところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） いずれにしても近隣市町、三次、尾道、三原といった所でこういったPCR検査を受けれると。今瀬尾医院さんが対応があるとおっしゃっていただいたんですけど、町内で有料でも、無料でしたら今言った三次に行ったり、尾道行ったり、三原行けばいいんですけども、有料でも構わないと。有料というか、少々お金かかっても構わないので、町内の病院で検査しようとした場合は、先程言われた瀬尾医院さん1件のみか。他にもこういった受診するところができるのか。これも併せて聞きたいんですけど、児童生徒というのは無料、私も子どもが熱があるんでということで学校から帰った後に連れて行ったときに、確か受診無料だったと思いますし、その後、お薬も出してくださいました。特にお金を払った記憶がないんですけども、子どもは無料、児童は無料、大人は有料ということも聞いておりますけれども、その点について伺いいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず検査できる医療機関、有料による検査ができる医療機関は、検査の実施を公表されているのは瀬尾医院様になります。そして検査キットの供給や保有状況から公表されていない医療機関もあると聞いております。そして児童生徒が無料で検査ができるとか、そういった無料と有料の違いでございますが、児童生徒に限らず、誰でも症状がある場合は医療機関で無料で検査を受けていただけます。無症状の場合は濃厚接触者であっても医療機関では検査がされない運用に現在、変更をされております。そのため、無症状の方が医療機関で検査を希望される場合、有料となっております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 丁寧なご説明、わかりやすくて良かったです。結局症状があれば大人であろうと子どもであろうと無料だと。大人でちょっと心配だから無症状ですけど受けてみたいということになれば結局は実費はかかると。これは致し方ないということだと思います。検査キットによる費用負担について、今度は再度お尋ねいたしますが、児童生徒は学校に報告すれば検査キットが配布されると聞いております。大人は世羅町役場、もしくは保健センターに連絡すればもらえますか。その点を聞いてみます。各自個人負担にてドラッグストアでの購入になるのではないかと思います。併せて先程ご答弁いただいた新たな取組みとしての「陽性者登録センター」が開設されております。陽性となった場合にネットで登録をして「陽性者登録センター」に報告、保健所・自宅療養センターと連携しているため、陽性となったご本人にどのようにすれば良いかの連絡がいくという事だと思いますけれども、結局陽性者登録センター、新しく開設された今、ご報告受けましたけれども、ドラッグストア等で今のキットを買うと。そこで陽性判定が出たと。そうした場合には広島県の陽性者感染センターに登録をして、連絡をすれば、それに対して保健所と連携をして今度本人に戻ってくると。こういったのが新たに開設されていると。通院しなくてもキットを各自で購入してもできる。こういった解釈でいいのか、併せてお尋ねいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず検査キットが学校で配布をされたということにつきましては、恐らく昨年学校などで陽性者が確認をされた場合に、事業所PCRとして県のほうに依頼をし、希望する児童生徒、また教職員などに配付をし回収。それを県に提出するという流れになりますが、この県が行う集団でのPCR検査のことだと思われま。このほかには、町のほうから検査キットの配布はしておらず、また保健センターなどの役場から一般の方に対しての配布の予定はございません。

検査キットで自己検査をされる場合には、薬局やインターネットでの購入が現在可能となっております。そちらをご利用いただきたいと思います。陽性者登録センターの開設につきましては、議員おっしゃいますように登録された方には、県からショートメールにより自宅療養の連絡が入ります。24時間対応で、フォローアップセンターや相談センターが設置されておりますので、安心して療養いただけるよう、こういったときはどうすればよいかなどが示されたしおりのほうも、案内の方もされているところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 併せて教育委員会のほうにもお尋ねさせていただきたいんですけども、現在キット、児童生徒が申し込みをしてほしいという場合は、以前は配られていたというようなことなんですけど、今も同様に配られているのか、その点だけ確認させていただきます。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それではお答えいたします。以前は抗原簡易キットということで無料でということがあったんですが、やはり鼻腔の検体採取等は当然医療行為ということもございませので、教職員が実施したり、補助できないということは周知のとおりでございませ。そのため、簡易であっても医療キット等であること踏まえて、現在学校での保管、教育委員会での保管はございませ。しかしながら、現在たとえば学年閉鎖、学級閉鎖があった場合に

つきましては学校から保健所等に連絡させていただきまして、抗原簡易キット数の数量を確認させていただいた上で、これはあくまで任意ではございますが、検査をしたい保護者、児童等へ配付させていただいているといった状況でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 3問目に入ります。学校の対応、学級閉鎖、学校閉鎖など、行事の有無についてお尋ねいたします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 2学期が始まりました。たいへんありがたいことにコロナ感染関連によります学級閉鎖等は現在のところ見られず、子ども達、元気にスタートを切ったところでございます。今後におきましても感染対策を徹底いたしまして、この状況が続きますように学校と共に頑張ってもらいたいというふうに思っております。

それでは高橋議員ご質問の3点目でございます。学校の対応、学級閉鎖、学校閉鎖、行事の有無についてお答えします。

現在、町立小中学校におきましては、文部科学省の方針である令和4年8月19日付け事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改訂について」等に基づきまして、基本的な感染症対策を講じながら、児童生徒が達成感や喜びを体感できるような取組みを実施する等、感染拡大の防止と学びの継続、この両立を進めているところでございます。

学級閉鎖や学校閉鎖につきましては、先程述べましたガイドラインの改訂を基に当課で作成をいたしました「児童生徒・教職員に新型コロナウイルス感染症、これは疑いも含めてでございますけども、発生時の対応マニュアル」を各学校と共有し、町内や各学校の感染状況を鑑みながら、学級閉鎖又は学校閉鎖の必要性について各学校と十分に協議をし、実施しているところでございます。

なお学級閉鎖等により、やむを得ず登校できない児童生徒に対する支援といたしまして、学習用端末のWeb会議システムの活用やドリル学習ソフトの使

用などを通して、児童生徒の学習指導や学習状況の把握を行っているところでございます。当課では、各学校に対し、このような非常時も想定し、平常時から校内におきまして日常的に学習用端末を活用する指導を行っておるところでございます。

続きまして、今後の学校行事の有無についてお答えをいたします。今後の学校行事につきましては、中学校の体育大会、小学校の陸上記録会、小中学校の学習発表会、文化祭、参観日等を予定いたしております。これらの行事は、児童生徒の学びや成長を保護者や地域の皆様方に見ていただく良い機会と捉え、現時点では、前述のガイドラインの改訂や衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～に基づきまして、基本的な感染症対策を徹底いたし実施する予定でございます。

しかしながら、当分先の学校行事につきましては、その都度、町内や各学校の感染状況等を鑑みまして、延期または実施方法の見直し等を各学校としっかりと協議をしながら検討してまいる所存でございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきましたように、8月19日付けでの文科省の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改訂が行われたところであります。私も一部ネットでこのガイドラインを見させていただきましたが、膨大な資料で80何ページという、これをまた1から教育委員会にしても、先生方にしても頭に入れて対応しないといけない事細かなルールがありました。勿論その中には、学級閉鎖や、今の学校閉鎖とは言わないですね、臨時休校といった判断基準を改訂したとされております。ここでおもしろいなと、おもしろいと言うのではないですけど、判断むずかしいなと思うのは、これまでは、同一の学級で複数の児童生徒の感染が確認された。たとえば6年何組、30人、40人学級で、3人確認された、4人確認された。こうした場合は、学級閉鎖にしようという、これまでの運びだったと思います。しかし今度新しいこの8月19日のガイドラインであれば、4人たぶん確認されたとしても、この4人が全く関連がなく、別々で、どこにも感染経路が行ってないということが判明した単発的なものであった場合は、別に学級閉鎖をしなくてもよい。してもよいと。

こういうような判断になってきているのではないかと。これ非常に悩ましいところでもあります。あいまいで、ちょっと無責任な改訂なんじゃないのかなというところも文科省のほうの改訂になってきております。結局これは文科省から今度判断基準を教育委員会へ、また教育委員会から、教育委員会もずっと現場にいるわけではありませぬので、報告を受けるだけなんで。結局誰に判断の集中がいくかという、各学校長ですね。学校のトップである学校長が判断しなければならない。これは非常に学校長も判断しにくいと思います。これまでと何ら変わらない感染の人数であっても、経路だ、どうだと言っても、どこでどう絡んでくるかわからない。非常に悩ましいところです。これまではそういったことで教育委員会も密に話をしてこられたと思いますので、ここは引き続き現場と教育委員会とが密に連携をしてやっていくというお考えでいいのか。こういう最終判断というのは誰がするのか。学校長に任せるというのも、ちょっと判断しかねるなと思いますので、そこらの最終的なものはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それではご質問に対しご回答させていただきます。まずおっしゃるように学校の状況を聴取した上でですね、協議の後、最終的な判断は教育委員会がいたします。判断の具体の状況でございますが、感染者の発症から2日前まで遡りまして、感染者と物理的距離が近いとか、食事を共有した場合や、大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした場合などが、そういった場合がございます。そういった状況があった場合は、たとえば感染者が1名であってもですね、学級、学年閉鎖というふうにしております。また学級学年閉鎖の期間でございますが、学校医や保健所の判断を含めまして、土日を含む5日程度といたしているところです。任意のPCR検査等によって拡大の恐れがないと判断した場合は3日程度というふうにしております。先程議員おっしゃっていただきましたように、8月19日の改訂の主な趣旨は可能な限り学びを止めないといった観点からですね、地域の実情に応じて、学級閉鎖等に関しては緩和的な方向を示している内容だと捉えております。しかしながら世羅町の7つの小中学校の子ども達の現状を鑑みますと、スクールバスでの登校や1学級の



人数が少ないこと、こういったことを総合的に勘案しまして、更なる感染拡大防止の観点から当面の間は引き続き冒頭申し上げた考えの基、学級学年閉鎖等していきたいと考えております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） もう1点だけ。これはお願いも含めて今後の体制についてお伺いします。行事等、先程教育長の答弁にもありました、また中学校の体育大会、小学校の陸上記録会、学習発表会、これは各学校において趣向を凝らして、コロナ対策をし、アイデアを本当に盛り込んで開催しようという努力をされております。8月19日の改訂により、本当にあやふやではありますけれども、改訂されてきてやってもいいという方向性が結構出ているようにも感じてきておりますので、極力、小学校であれば6年生、中学校であれば3年生、こういったコロナ禍であまり参観日等で行事見られてないという保護者の方もいらっしゃると思いますので、外でやる発表会というか、行事に関してはほぼほぼいいんじゃないかという気持ちもあります。なかで行われます今の発表会に関しても本当にこれすごく換気についても各学校配慮して行われている現状があると思いますので、極力平時に戻っていくような進め方になるのかはわかりませんが、ひとつ開催できる方向で今後進んでいっていただきたいと思います。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 先程も答弁の中で申しましたように、やはり行事によって子ども達を育てるという意味合いは非常に大きいものというふうに考えております。そういう意味合いの中で是非ともですね、感染対策は徹底しながらも、開催をしていくということを前提の基に、学校と協議をしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 4問目に入ります。今度は自治・地域活動の対応、行事や祭りなどについてお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは4点目の「自治・地域活動の対応、行事や祭りなどについて」のご質問に企画課よりお答えいたします。

自治組織が行われる行事や祭り等の開催につきましては、主催者である各自治組織がその状況を見ながら判断をされているところでございます。

町といたしましては、その判断材料の一つとして、13地区の盆踊り・夏祭りや敬老会、文化祭の開催の有無や考え方を1枚の表に取りまとめをいたしまして、その情報を随時ご提供させていただいているところでございます。今後も、コロナ禍におきましてイベントの実施手法等を検討された事につきましては情報の共有を図っていくこととしております。まだまだ先の見えない新型コロナウイルスの感染でございますが、この新型コロナウイルス感染拡大防止と地域活動の両立を今後も図ってまいりたいと考えているところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきまして、各自治組織での判断に委ねるとご答弁いただきました。町としては13地区のそうした行事の有無などを踏まえた判断を情報共有と。たとえば、東、伊尾、宇津戸ではこういう対応したというのを大田や西大田や津久志、また大見のほうに報告、こういうふうに他はしていますよという、情報共有はする。しかしながら決めるのはそちらの自治で判断しなさいよと。コロナに対する対応というところで、打って変わって、さっきは教育委員会に聞いたら、きちっと密に連絡をして、学校と教育委員会とで話をして協議をする。これはひとつそういった格好です。しかし地域自治のことについては、今言ったような判断の仕方。これ、町民の皆さん、今日見られておりますからどういった判断で、どういったことで進めているのかというのを非常に不安になっているというか、そういうのを聞きましたので、今回一番わかりやすくいいです。ここは地域自治で考えると。冒頭で言いました隣町では花火大会もしたし、普通に祭りも縮小しながらでもしたと。これも自治というか、そういった地域の判断でされたということで、コロナ判断ひとつにとってもさまざまであると。このときはこういうケースだというのが如実にわかってきたわけでございます。

5 番目に入りますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についてお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは5点目の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について」のご質問に企画課よりお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和4年度の交付限度額につきましては255,504千円でございます。

その内78,532千円につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として用途が制限されているところでございます。本定例会におきましては、原油価格・物価高騰分につきましては、新規2事業で58,955千円、他のコロナ交付金と合わせまして、新規で合計で3事業、増額が1事業の合計65,075千円を計上させていただいているところでございます。今年度の9月補正分を含めたコロナ対策事業につきましては合計で18事業となり、総額で204,982千円、内訳といたしまして通常のコロナ対応分16事業、146,027千円、物価高騰対応分が2事業で58,955千円となります。

引き続き、この貴重な財源でございます新型コロナウイルスの交付金、コロナ感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済の支援等に有効的に活用していくこととしておるところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） これまで町は、雇用の維持や資金繰り、こうした対策、中小・小規模事業者への支援、生活困窮者への支援、失敗には終わりましたがけれども、ペイペイを利用した地域経済の活性化の支援、こうしたことをやってきました。

また、本町の基幹産業であります農業についても法人のみならず個人農家への支援策も今回盛り込まれていると思います。先程のご答弁の中で、2億5500万円のうち、約この2億円程度は先程言いました用途が決まっていると思いますが、残りの残額、約5000万円弱かなと思います、そうしたものの期限

と、どのように考えているのかというお考えがあればお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。それでは残りの約 5000 万円の使途及び扱い、また期限等はどのようになっているのかということについて企画課よりお答えをさせていただきます。

ただいま議員ご質問の中でご指摘をいただきましたとおり、コロナ交付金につきましては、残り 5052 万 2000 円でございます。内訳といたしましては、通常のコロナ対応分が 3094 万 5000 円。原油価格・物価高騰分が 1957 万 7000 円でございます。今後の使途及び扱いのご質問でございますが、現状では事業の計画は決定はしておりません。交付金事業に該当するものにつきましては、関係課で制度設計を行い、財源として適当であるということになりましたら、事業化をいたしまして、議会に対し、ご説明またご提案をさせていただくこととしております。

期限につきましては、年度内で活用する計画としております。この度の原油価格・物価高騰分含め引き続き町の経済対策に資する貴重な財源といたしまして有効的な活用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○1 番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） まだ使途は決まってないと。年度末までだということですので、しっかり町内、どういった情勢にあって、どういった事業者に必要なのかということをしかりと町のほうも把握していただいて、またご提案いただきたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが公平公正に使われるよう願います。大きな声を出す一部の事業者に、優遇することなく、これいつも言います。もう 1 回言います。サイレントマジョリティ、声なき多数派、大きな声を出さなくても本当に困っている沢山の方々に支援が行き届くよう町もしっかりと見極めて今後も支援していただくよう要望し、最後に奥田町長、適切な支援にはエールを送ります。しかし不適切と思われる支援には修正をいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） これまでも事業者の方々、ほんとたいへんな思いで過ごしていただいております。国からの支援をしっかりと配分する、そういった流れをですね、議会と共にいろいろとお話しを進めながらやってきたところでございますけれども、なかなか事業者の思いはですね、いろいろと伝わってくるものもあれば、まだ見えないところもあるのやもしれません。さまざまな団体からは各要望書が多く挙ってきてございます。原油高騰の部分についての要望はこれまでもたくさんあるわけでございますけれども、それ以外の中です、やはり事業継続はできるかといった判断もでございます。そうならないように町がしっかり支援をしているというところをですね、いろいろと提案させていただきたいと思っております。しっかりエールを送っていただけるような事業もですね、いろいろと示していただけるとは思いますが、なかなか判断の中ではですね、金額、それぞれについてもですね、むずかしい面もあります。いろいろ内部協議のみならず、さまざまな声を聞く中で進めていきたいと考えております。

○議長（米重典子） 以上で 1 番 高橋公時議員の一般質問を終わります。

次に 「空き家対策と空き家を活用した移住定住に向けた取組みは」 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） それでは早速一般質問に入ります。項目 1、「空き家対策と空き家を活用した移住定住に向けた取組みは」

質問の要旨でございます。人口減少等による空き家対策については今や全国的な問題であり、管理が行き届かず景観や防災面で周辺に悪影響を与えている空き家、国では空家対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家対策特措法を平成 27 年 2 月に施行いたしました。特定空き家を中心に空き家全体に関して、幅広く対策を立てるための法律であると理解はしているものの、特措法には空き家所有者に適切な対応を促す面では有効ですが、空き家の有効活用を進める施策が必要ではないでしょうか。

一人暮らしが困難になり都会に暮らす家族のもとへ、あるいは介護福祉施設へ入所されたりすると自然に空き家が増えてくるということになります。

家庭によって事情はさまざまですが、近所に住む親戚などが管理をされているケースもあれば誰も管理する方がいなくなり長年放置されているケースもあります。

住宅密集地において空き家が放置をされますと、雑草や庭木の繁茂、害獣など小動物やシロアリなどの繁殖環境や衛生面において問題が出てきますし、線状降水帯や台風などによる建物の倒壊により、災害時の避難動線に支障が出るようなことにもつながりかねません。

総務省の見立てによりますと10年後の2033年には、日本の総住宅数に対して空き家の割合は3.3件に1件と予測をされております。

今回の質問では、本町における空き家問題をどのようにされようとしているのか、空き家購入が見込まれる移住者支援、倒壊の危険が予見できるような箇所が通学路になっていないか、窓口相談体制はどのように機能しているのか、空き家を減らすのでもなくすのでもなく、そもそも空き家を増やさない施策はなど、空き家減に歯止めがかかるような施策について質問と提案をいたします。

(1) 人口減少が今後も続き、空き家の増加、老朽危険空き家の増加が予想される本町ですが今後空き家を増やさないためにはどのような対策が必要なのか、でしょうか。

地場産業や農林業の振興、社会保障充実で若者や町民の皆さんが安心して本町に住み続けることができるという環境づくりが基本だということになるかと思いますが、今後も対策を進めながら空き家対策にどう取り組むのかお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 11番 山田睦浩議員の「空き家対策と空き家を活用した移住定住に向けた取組は」のご質問にお答えをさせていただきます。

冒頭議員からもございましたように国でもさまざまな法律等も進められる中で、町としてもですね、こういった人口定住対策といったものはですね、いろ

いろ進めてきております。これまで空き家にならないためにですね、若い方に帰って来ていただくためのリフォーム事業であったり、さまざまなUターンに関することをですね、進めてきたところではございます。しかしながらなかなかそういうふうにUターン等も進まない状況等もありますけども、新規に世羅町にお越しいただく方がですね、いかに今後世羅町が住みやすい町、また住んで良かったと思える街になるように定住支援係と一緒にですね、今、進めている状況でもございます。

1点目の空き家を増やさないための対策についてのご質問でございます。

議員がご指摘いただきますように、それぞれ事情は様々であります。町内におきましても空き家や危険家屋は増加しつつございまして、このことを抑制することは差し迫る課題であると認識してございます。

利活用が可能なうちに空き家バンクへ物件登録していただけるよう、空き家所有者の方へ制度の周知を図るだけでなく、地域のサロンや終活セミナー等に出向き、空き家になる前から家のことを考えていただく機会を作るよう取組んでいるところでございます。

町といたしましては、引き続き、空き家の利活用と移住・定住施策を柱として空き家バンク制度の活用にも力を入れてまいりたいと考えております。

先般福山で行われました宅建業者、宅地建物取引関係の講演会等へ参加させていただいたところでございます。ここでひと言述べる中でですね、世羅町の取組みを発表させていただきました。その中に申し述べたのがですね、空き家を活用するということにもかなりの費用がかかります。今頃、各所でですね、さまざまに新築家屋も建てていただいている状況ありますし、金融機関においてもそういった貸付のほうもかなり進んでいるというふうにもお聞きしてございます。そうなるそうですね、やはり町としては、そういった建てていただく場所がですね、しっかり整えられないものかということがですね、やはり課題かなと思ってます。インフラ整備、道路であったり、水道、また上下水がきちっと整っている場所であればですね、そういった家屋も建てやすいのではないかと思います。ただ建てることによって近隣との話し合いがうまくいかないということになってはいけませんので、ごみ収集であったり、さまざまなことに関わってくると思います。そういったことに町がしっかり定住支援として取組んでいけるように、今

後においても、いろいろと今考えてまいろうと思っっているところでございますので、またいろいろ情報等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

○11番（山田陸浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田陸浩議員。

○11番（山田陸浩） 今回この質問をさせてもらおうと思ったのは、町内の3世帯5人の方から相談、情報提供いただきまして、今回この質問させてもらっておるわけでございますが、そのなかで1件、高齢のご夫婦の方で子どもさんは都市部に出られて、そこでその土地で家を建てて帰ってくることはない。見込みはないという話合いもあつたことだったんだろうと思いますけれども、帰ってくることはない。そうしたらこの家はどうすればいいんだろうかというふうなことを相談を受けまして、空き家バンク等とか、そういうお話しをさせてもらう中で、5年や10年なれば、もう1、2年でどっちもおらんようになると、そんなこと言うてんですけど、そこまで切実な思いを聞かせてもらう中で、どのように、空き家バンクのことも当然知っておられなかったですし、また答弁の中ではサロンや終活セミナー等に行かれてというのは、サロンとかも行かれてないので全く知らないと思われませんが、私もこのサロンのほうには数年携わらせてもらっているんですが、私の行かせてもらっているところではそういうことはまだ聞いておらないので、町としては既に取組んでいるよというふうな答弁ではございましたが、取組んでおられる状況、あるいは結果等わかれば教えていただきたいと思えます。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） 企画課より山田議員ご質問の先程のサロン、終活セミナーの状況についてご説明をさせていただきます。

令和4年度につきましては、現在、3か所に赴いているところでございます。5月に2件、津名自治センターと東上原の上谷集会所。これはどちらも終活セミナーでございますが、2か所合わせて出席者の方が約50名の方でございます。もう1件は8月に同じく東上原になるんですが、中央自治センターのほうで、これはサロンのほうへ行かせていただいて出席者数が6名ということでございます。



先程議員のほうからもご指摘ございましたように、やはり生前の中です、  
どういったような形で不安に思われている方々というのは多くいらっしゃると思  
います。この終活セミナーやひまわりサロンにおける空き家バンク制度の説明  
につきましては、そのサロンや終活セミナーを開催をされる方からではなく  
です、私どものほうから行かさせていただきます、少しお時間をくださいとい  
うことで行かさせていただいているところでございます。また地域によつて  
は、こういったことが周知がされてない。今議員ご指摘いただきましたやはり  
知らないという方がたくさんいるということは、周知不足ではないかと考  
えておりますので、今後、こういった要望があればですね、そういったところ  
へ日程を調整しながらにはなると思いますが、出向かさせていただいて  
ですね、こういった制度の説明ということ、こういったことはきちっとして  
いきたいと考えております。

○11 番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 今、答弁にありましたように、非常に周知が不足  
しているということですが、私のサロンでもそういうことがこれからも  
大きな課題になってこようかと思っておりますので、また話合いの場  
でそういう話を出させていただきますので、その節はよろしくお願  
いいたします。

続きまして2問目に入ります。居住困難で倒壊の危険があるような  
空き家は、所有者の責任で撤去すべきではありますが撤去費用がか  
かり、更地にするとならば固定資産税の負担が増すため放置して  
いる所有者も少なくないのではないのでしょうか。

町内の空き家件数、その内倒壊の危険が予見できる空き家の件  
数は把握されているのか伺います。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは2点目の「町内の空き家件数  
について」の質問に建設課のほうからお答えをさせていただきます。

平成30年に総務省が行いました住宅・土地統計調査によります  
と、世羅町内の空き家総数は2,070戸と全戸数の約27%を占めて  
おり、今後も増加傾向が予

想されているところでございます。平成 28 年度に実施しました空き家実態調査によりますと、倒壊の危険が予見できる空き家は 190 戸あり、議員ご指摘のように撤去費用が多額となるため、放置されているものが多くあると認識しているところでございます。

今後も危険空き家の実態を把握するため、定期的な調査を行う、このように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○11 番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） ただいまの答弁の中に平成 30 年の調査ということでございますが、その折にも既に 2,070 戸の空き家が確認されているということでございますが、もう 4 年経過して更に増えているというような気もするんですが、最新の数字というのはわかってないということでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） この統計調査につきましてはですね、国のほうが定期的に行っているものでございますけれども、町のほうでも空き家の調査をしております。こちらは平成 28 年度に現地のほうを調査したところでございます。少し期間が経過しておりますので、最新の情報についてですね、今一度調査をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○11 番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 平成 28 年からは行ってないということですね。かなり経過しているので、なるべく早く調査をしていただきたいなというふうに思っておりますのでお願いいたします。

続きまして 3 番目に入ります。

空き家は適時管理がされないまま年数を重ねると、廃屋となり、更に危険廃屋となります。

これが通学路や生活道路において存在するとなれば、倒壊や強風などによる建材の飛散などの危険も高まり災害時での避難の際の妨げになることも予想されますが、特に徒歩や自転車で通学する児童生徒の通学路での空き家などで危

険がある箇所は把握されているのか伺います。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 山田議員ご質問の3点目でございます。「児童生徒の通学路での空き家などで危険のある個所について把握はなされているか」このご質問にお答えいたします。

「世羅町通学路交通安全プログラム」への要望の際の点検、また各学校独自のアンケートや、保護者・地域との連携によりまして、各学校において把握をいたしております。今後も引き続き関係課とも連携を図りながら、安全安心な通学路の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、合わせまして子ども達自らの判断で危険箇所を回避すると、こういう力も今後重ねて醸成をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 「世羅町通学路交通安全プログラム」これ、大体多いのがガードレールが破損しているとか、あるいはガードレールがないとか、また歩道がないとか、草が生い茂っているとかいうふうなこと多いのかなと思うんですが、このなかには今回質問しております危険家屋等で危険ですよというふうな情報提供があったのかなのかというのが1点と、先程、教育長最後に申されました子ども達の危険回避のそういうところも醸成していくというふうなことありましたが、確かにこの近くにも通学路でもありますし、地域住民の生活道、あるいは災害時の避難動線というふうな町道もございます。そうしたなかで、私達が小中学校のときから「危ないな、ここは」というところも未だに存在しております。そこを小中学校の、あるいは高校生の通学路、また地域住民の生活道となっているところがあるんですね。子ども達、特に徒歩で通学する小学生はその箇所を一旦よけて、反対側に渡って、その箇所の間口分を反対側を渡って、そこをやり過ごした後、また左右確認をして本来の路線に戻っておるというふうなこともしております。ただそれをするによって万が一の場合には危険を回避できるのかなと思いますが、ただ朝の時間帯、非常に交通

量、車の通行が多い箇所でもありますので、そこら辺は当然ながら教育委員会も把握されているというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 最後の質問についてお答えさせていただきます。当課、教育委員会といたしましても、すべて把握している状況でございます。今後について学校とも当然、連携していくんですが、急ぎ関係課と今、連携をして、今後どういうふうにしていくかというところを今、協議しているところでございます。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 子ども達が危険な思いをすることなく、今後も調査を続けていただきたいと思います。

続きまして4番目入ります。町の空き家バンクには現在21戸の登録があるが、直近で契約を成立された方、または交渉中の方はいずれも町外からの移住を目的とされている方なのか伺います。また、ホームページ上の空き家バンクのリニューアルをされる考えはあるのかなのか併せて伺います。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） それでは4点目「空き家バンクの直近の契約成立または交渉中の方は町外からの移住目的か」、「ホームページ上の空き家バンクのリニューアルの考え」この2点について企画課よりお答えをさせていただきます。

令和3年度に置けます契約成立件数は10件の内8件は町外からの移住の方でございます。令和4年度につきましては、8月19日現在、契約成立5件と交渉中5件の計10件の内、7件の方が町外からの移住となっております。

また「ホームページ上の空き家バンクのリニューアルの考えは」のご質問につきましては、町のホームページの空き家バンク登録物件情報につきましては、昨年度より外観写真を2枚に増やしまして、よりイメージが伝わるように変更しておるところでございます。空き家バンクの利用登録の手続きをしていただいた方には、より詳しい情報をご提供させていただきますとともに、ご希望がござ

いましたら内見案内を実施することで実際に見ていただくことが重要であると  
考えておるところでございます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 他の自治体のホームページの特に空き家バンク、非常によく  
拝見するんですが、自治体によっては、不動産屋さんのかなというような  
写真、あるいは内部紹介、最近では360度見れるような、そういうふうな空  
き家バンク等も拝見するわけでございますが、以前、常任委員会でしたか、全  
員協議会でしたか忘れましたが、この件もお伺いしたら、しないというふうな  
ことで今回写真がちょっと追加になったということでございます。先程も答弁  
されましたので、こうした空き家バンクを活用して、移住者の方が来られる。  
うちの近所にも空き家バンクに登録して今、入られておられるご夫婦の方が、  
移住されて来たんだらうと思うんですが、たいへん喜ばしいことだなというふ  
うに思っております。最後のところで希望があれば内見、内部、おうちの中を  
というのがあるんですが、移住されて来られる方がほぼほぼ空き家バンクをみ  
て来られておるということで理解してよろしいでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。まず冒頭議員がご指摘をされ  
ました、この空き家バンクの俗に言うVRによりますこの空き家の内部をしっ  
かり見ていただいて、より鮮明にですね、情報を得る。そういった形をしてお  
る自治体もございます。世羅町におきましてはこのVR方式の導入について  
今、検討はしてございますが、この空き家所有者の方でまだ中をあまりきれい  
にしていないであったりとか、あまりより詳細な位置情報、そういったものを  
提供するといろいろと問題があるのかなということで、所有者の方の意向を組  
んでですね、現在は写真と大まかな位置図だけの情報提供をしておるところ  
でございます。この空き家バンクにつきましては、利用登録、この空き家バン  
クにいいのがあったら入りたいよという意思表示、利用登録をしていただいた  
方に対してですね、気に入ったおうち等があれば、内見案内等しているところ  
でございますが、議員ご指摘いただきましたように、まずはこのホームページ

でおうちを見て、その中の間取りであったり、状況であったり、そういったものをお問い合わせいただいた上で、ご相談に来られて、まず資料を配布をさせていただいて、ご希望があれば内見をさせていただくというようなことで現在は進めているところでございます。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 更にわかりやすい空き家バンクになることを期待しております。

5番目に入ります。移住された方は町の空き家を買取り定住されていると思われませんが、町が空き家を買取り、上限と期間を設けた一定金額の家賃をいただき、期間終了後は土地建物無償譲渡、ただし永住を必須とするといった施策を考えではどうでしょうか。

的外れな提案かもしれませんが、思い切った施策も必要ではないでしょうか。交流人口が増えるのも大変良いことではございますが、定住人口を増やすことにより空き家減につながるのではないのでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは5点目の「町が空き家を買取り、期間終了後に土地建物を無償譲渡する施策を考えてはどうか」というご質問に企画課よりお答えをさせていただきます。

空き家バンクの相談に来られる方の中には確かに賃貸の空き家物件を探しておられる方もいらっしゃいます。しかし、町が空き家を買取りその空き家を貸すためには、住むことができるようにまずリフォームをし、その後も維持管理及び修繕に多額の費用が発生すると考えておるところでございます。住めるようにするまでにはですね、やはりそういった負担等もかかってきますので、町といたしましてですね、公有財産として所有するメリット以上のリスクを抱える可能性があると考えておるところでございます。

また、議員ご提案の賃貸の場合にはですね、借主、賃貸で借り手入られた方の事由、理由等によりですね、転出をされるようなことが想定をされます。これも定住に結びつかないという事が考えられることから、空き家バンク制度につき

ましては、引き続き、売買による方法で実施をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） この5番目の質問なんですが、冒頭でも言いました相談を受けた、提案を受けた方なんですが、このことを提案を受けました。おもしろい話だなというふうに思って、その方いわく、今ちょっとYouTubeで田舎暮らし、あるいは移住とかで検索してみなさいと。すごくいいのを紹介しているよと、動画を。たとえば都市部での生活を切り上げて田舎での暮らしにシフトチェンジしたというふうなところで、見ておりますと、言われたように町が、あるいは村が、土地建物、空き家になっているのをどうぞ使ってくれというふうなところで、要旨の中に書いたんですが、何年間かは家賃をいただきながら、その期間が満了すると、無償で譲渡しますよ。ただし定住してくださいねと。おもしろいなと思っておったんですが、なかなか答弁にもありますように、法的にもむずかしいのかなと思います。こうしたことも人口減に歯止めがかかればおもしろいアイデアになるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、最後6番目に入ります。平成28年4月に世羅町空家等対策条例が施行されて、これまでの6年間の取組み内容を伺います。また今後も空き家が増加していくことが予想され、引き続き継続的な空家等対策が求められると考えます。そこで町の空家等対策について町民に広く周知し、より総合的かつ計画的に進めるための方策について伺います。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは6点目の「世羅町空家等対策条例制定後6年間の取組内容」についてお答えいたします。

平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村の責務として空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めることとされたことを受けまして、平成28年3月に世羅町空家等対策条例を制定しております。また世羅町空家等対策協議会を設置しまして、特定空き家等に対する措置に係

る手続きのほか、緊急安全措置や関係行政機関との連携に関する事項を定めております。また、平成28年度には本町における空き家等の件数及び分布状況を把握し、今後の対策の基礎データを作成することを目的に、空き家等実態調査を実施しました。さらに令和2年2月にはこれまでの調査結果等を踏まえ、世羅町空き家等対策計画を作成したところでございます。

今後はこの計画に基づきまして、大きく3つの施策を講じてまいります。1つ目は、空き家等の適正管理に対する施策として、空き家等の調査を継続するとともに所有者への管理意識啓発、情報提供、相談対応を継続してまいります。2つ目は、空き家等の活用に対する施策として、空き家バンクへの登録促進や移住定住促進を継続してまいります。3つ目は、空き家等の除却に対する施策として、老朽住宅除却等事業費補助金により空き家の除却の促進を継続するとともに、倒壊など著しく危険な状態となった空き家などは、特定空き家等としての判定を進め、所有者等に助言や指導を行うとともに、必要な措置を講じてまいります。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 町内にある廃屋ですよ、ほぼ。あるところでは、隣の建物が管理されている方が更地にされて、まさにいよいよ危ないところがよく遠くからでもわかるようになった箇所があるんです。これから台風の季節になっておるんですが、非常に1階の軒あたりが町道に覆いかぶさっておるような状況も見受けられる箇所もありますので、そういうところも所有者の方がなかなかわからないのかなというふうなこともあるんですが、その答弁の中で管理意識啓発、情報提供、相談対応とありましたが、情報提供、これらの内容や相談対応が今でもあるのかについてお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 空き家の実態調査を行ってですね、危険な空き家の位置等は把握をしているところですけども、雨とか、台風とかですね、傷みが進んで、危険な状況にあった場合には、町民の方からの通報によりですね、現地に赴き、調査をし、所有者を特定する中で、所有者の方と今後の対応についてお話し合いをさせていただき、そういった場を設けさせていただいて



いるところでございます。

またですね、空き家の管理に向けた取組み、情報提供としましては、納税通知書を送付する際にですね、空き家の除却の制度などを周知するちらしを同封したりしまして周知に努めているところでございます。こういったことを行うことによりまして、管理意識を高めていただくとともにですね、所有者の方ですね、所有されている家屋の管理、徹底、こういったものを促していきたい。また町としましては危険家屋の把握に努め、助言・指導に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩

○11番（山田睦浩） 空き家そのものが減るといのは数も数ですし、相当むずかしいのかなというふうに理解はしておりますが、今後、空き家が増えないうちに、そもそも空き家にならないそんな施策、政策が展開されることを期待いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員おっしゃられるようにですね、空き家にならない方法を考えていく必要があるかと思いますが、今、現状お住まいの家をですね、今後どう活用されるかというところの相談が必要なのかと思っております。

さまざまな場面を工夫して、ひとり暮らしであったり、施設等へ入られた方もいらっしゃると思います。そういった親族の方等ともですね、気軽に相談を受けられるようなことに町としても頑張っていきたいと思っております。

○議長（米重典子） 以上で11番 山田睦浩議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時40分といたします。

.....

休	憩	10時23分
再	開	10時40分

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 「新型コロナへの対応の強化と町内の病院の入院状況は」 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） それでは通告に基づきまして順次質問をいたします。第1点として、新型コロナの対応の強化、また感染者の増大に伴う町内の病院の状況等について順次お尋ねをしたいと思います。

新型コロナ感染症での死者が最近300人を超えるというような状況で、これまでにない新型コロナになって、死者が増加をする中で、自宅療養の方が非常に多いという状況の中でそうした方が入院できず、死亡される例もあると言われております。高齢者や基礎疾患のある方への対応がより求められておる状況ではないかと思っております。町内でも先月18日には39名という陽性者が発表されました。県内で7,000人近いという状況が一定期間続くという、こういう状況の中で第一義的には国の対応が大きいわけでありますが、町としてもこれまでの経験を活かしてどういう支援を進めていく必要があるのかを考える必要があるのではないかと思います。

1点目として今後、陽性者を増やさないためには検査の拡充が必要ではないかと考えるところでありますが、検査の状況についてお尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 4番 矢山 武議員の新型コロナへの対応の強化と町内の病院の入院状況についてのご質問をいただいております。

まず私から1点目にございますPCR検査の数を増やすなどの検査体制はどうなっているのかのご質問でございます。

新型コロナへの対応の強化と町内の病院の入院状況はの中で無症状の方を対象とした無料検査体制は、県内にPCRセンターが10会場、臨時PCRスポットとして4会場が設置をされております。そのほか、薬局など400か所以上の登録がございまして、町内には1医療機関が登録をされ、検査が実施されております。

また、医療用抗原定性検査キットによる自己検査を活用した「陽性者登録セン

ター」が開設されるなど、検査体制の拡充が行われたところでございます。

町としての検査体制整備への取組みにつきましては、医師の確保等課題が多いことから困難でございますが、今ある既存の検査機関の活用や、医療機関外来での抗原定性検査による対応により、引き続き、感染拡大防止にご協力いただきたいと考えております。

まず感染しないことが勿論でございますが、感染された方が重症化にならないよう、またワクチン接種等にもいろいろとご協力いただいておりますけども、今後においてもですね、そういった亡くなる方がないように、また重症化しないようにさまざまな取組みを国や県の情報をしっかり連携を持つ中で頑張っていきたいと思っております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。基本的に最初質問をされた方への答弁の中でも保健所がというようなことが繰り返し言われておりますし、十分に状況を把握はしておりませんが、やはり町としてですね、いろんな状況を把握をするように、どのように答弁されましたか。年齢別に感染者数がというようなことを言われるんですが、クラスター等が発生して、それが施設とか、病院が悪いとかいうんでないにしてもですね、そういうことのひとつひとつの感染状況を把握をすることによってですね、もう少し町民に対して3密を避けてください、マスクをしてくださいというような、それが必要でないという意味で言うんじゃないですが、やはり感染が増加をしていくときにきちっとそれに住民の人が安心されるようなね、ことが町長の挨拶がそのたびごとにいろいろ検討はされておるんでしょうが、非常に住民からみた場合に危機感というもんが薄いんじゃないかというような声も出されております。ですから、今後7波も縮小していくか、感染者が減っていくかもわかりませんが、そうしたもう少しですね、踏み込んだ現状をきちんと伝えていくという、このあとちょっと触れてはおりますが、2番目で触れてはおりますが、学校等なんかでどこで何人出たということきちっと公表はしろというようなことを言おうと思うわけじゃないんですが、やはり発端がどのようなことでどういう形で感染が広がっていく傾向があるとか、そういうこと等もですね、もう少し配慮はいるわけでしょうが、

やっぱりこういうことが特に重要なのではないかということがわかるような対応が私にはいるんじゃないかというように思うんですが、これらについてどうでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず、先程答弁させていただきましたように、感染者の情報というのは年代別の感染者数のみしか情報提供はございません。しかし学校や保育所、施設などから随時そのときの状況というのは情報のほうは提供をいただいております。各課と連携をしながら、情報のほうはなるべく把握に努めているところでございます。そういったなかで広報周知の仕方につきましては住民の皆様には危機感を持っていただけるような内容で、またその施設を限定するような内容にならないように配慮をしながら周知のほう、呼びかけのほうしてまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 町が具体的に何か予算をかけて検査を増やすというのはできないんだろうとは思いますが、できるだけ検査数によって陽性率というんですか、感染状況が一定にわかるわけですから、そういう点もですね、十分におおよそ何人ぐらいが検査をして、そのなかでこれもわからんのかわかりませんが、把握をしていくようなね、一定の全町的な100%の検査結果はわからないにしてもそういうことが非常に重要だというように思います。

次に2点目であります。この点について、新聞報道で世羅中央病院のことが報道されておりましたが、その後正常な形に、正常というか、クラスターが落ち着いているんかと思いますが、町としてこういう介護施設とか、あるいは病院等の実態も把握することが、クラスターだけではなく、他の病気等への影響もあるわけですから、そういう点が、先程情報共有は一定に図られておるといような課長の答弁でありましたが、もしこうした点で担当課として感じておられることがあればお答えいただきたいということと、学校等についても一定の答弁は先程来されて教育委員会としてかなりクラスターというか、感染状況、

○議長（米重典子） 矢山議員、申し訳ないんですが、（２）を読みあげていただければと思います。わかりやすいので。

○４番（矢山 武） そこからはずれてはいないと思うんですがね。

○議長（米重典子） 勿論です。

○４番（矢山 武） そういうことで十分な対応がされて、早期に収束をするような取組みが非常に重要なのではないかと思います。これらについてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） ２点目のご質問の「クラスター発生時の施設などへの対応」について、お答えいたします。

新型コロナウイルス陽性者が、職場や施設など、同じ空間で同じ時間帯を共有した人の間で５人程度以上発生した場合、クラスターとして、管轄する保健所において認定がされております。専門的な知識を有する保健所からの指導により、感染拡大の速やかな終結に向け、対策、指導が行われているところでございます。

施設におかれましては、あらかじめ感染時の治療方針が策定されており、クラスター発生時には、医療支援体制の強化により、速やかな対応が図られております。

学校におかれましては、対応マニュアルに基づき、各学校と教育委員会、保護者などとの連携のもと、基本的な感染防止対策やクラスターとならないための対応がなされております。

○４番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） ４番 矢山 武議員。

○４番（矢山 武） ４番。クラスターについて主にお尋ねをして、一定の答弁いただいたんですが、担当課としてどのようなというかね、一定数が５人以上ですか。発生をした場合に、基本的には保健所が対応するわけでしょうが、そうした状況把握については、保健所からの報告を聞いて考えるということなんですか。そこら辺がもう少し、なんかこう、後手という言い方は違うかもしれませんが、クラスターとならないための対応がなされておりますというのは保健所のことでしょう、じゃないんですか。そこら。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まずクラスターの把握につきましては、保健所からの情報は入っておりません。そのため先月世羅中央病院におかれましてもクラスターが発生したというふうに新聞報道もございましたが、世羅中央病院様と常に情報のほうは共有はしております。クラスターが発生した時点で情報のほうは入ってきており、その時点で感染拡大とならないように、感染対策に十分に留意をいただきたいということと、また入院や外来、救急の受け入れのほうはそのまま継続をして対応をするということも聞いております。町民の皆様が安心して医療を受け続けられるよう、より一層の対策を取った上で職員一丸となって取組みをされております。そういった情報共有のほうは図りながら対応しているところでございます。

○4番（矢山 武） はい、次。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 次に3点目ですが、ワクチンについて、コロナワクチンの接種状況と、また併せて陽性になられてその後また一定期間おいて再感染をされるという例もあるというような報道があるわけですが、こうした状況等について、町でどのように把握をされておるのか。また、感染を防ぐ効果はどうか知りませんが、陽性になっても軽症で済むとかいうような報道もされております。そのためにも医療関係者やお年寄りの人、基礎疾患のある人などの接種が急がれると思いますし、また併せて新しいオミクロン株へのワクチンの接種も進められるということではありますが、これらについてどのように今後進められるのか。そして町内の医療体制については、先程来答弁をいただきましたが、どのような現時点で状況になっているのか、お尋ねいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。まず、2回目3回目の感染例、再陽性者の状況でございますが、県内の状況について現在は公表されておらず、町内の状況も把握することはできません。

次に、ワクチン接種につきましては、町内7つの医療機関にご協力をいただき、

接種を進めているところでございます。3回目の接種率は約7割の方が、これは55歳以上の全対象者における割合で、4回目は約2割の方が接種を終えられております。感染拡大や重症化を防止するため、引き続き接種について周知啓発をするとともに、国の動向をしっかりと把握しながら、医療機関のご協力のもと接種の推進に取り組んでまいります。

町内の医療体制でございますが、公立世羅中央病院に専用の病床が確保され、患者の受入れ、治療が行われており、他の医療機関においても、発熱外来や検査にご協力をいただいております。しかし、県全域の医療提供体制は極めて厳しい状況にあることから、県において医療非常事態警報が発出され、感染対策の呼びかけを強く発信されるなど、医療を守るための取組が実施されております。町といたしましても、必要な方に医療が提供されるよう、感染防止対策の徹底を呼び掛けてまいります。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 次の4点目についてお尋ねします。いろいろと規制緩和とか、そういうことが進められて、経済活動優先ということかもしれませんが、特にBA.5オミクロン株の感染力が強いということも影響しておるかもしれませんが、第7波は今までにない多くの感染者が出ておるという状況で、最近は少しは減ってきておる状況であります。引き続きいろんな対応が必要ではないかというように思うわけですが、こうしたなかで、医療体制もきちんとする必要がありますが、こういう感染が長引くことによって暮らし経済にも大きな影響が出ておりますし、また一定の対応を補正予算で提案されるということですが、コロナと併せてウクライナでの戦争などによってさらに物価が上がる状況があるわけですが、こうした点について併せて町長としてのお考えもお尋ねをいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは4点目のご質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の対応として、現在、重症化予防を目的とした4回目のワクチン接種を推進しているところでございます。若年者や小児接種につきま

しても、引き続き接種いただけるよう予約枠を設定し、広報周知を進めてまいりたいと考えております。また、オミクロン株に対応したワクチン接種が10月中旬から開始される予定となっておりますので、国の動向を把握し、準備を進めてまいります。

感染しない、感染させないための取組みを継続していただけるよう、関係機関と連携し、引き続き周知に取り組んでまいります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 感染対策を進めると併せて経済を進めていくという矢山議員からのいろいろご指摘もいただいております。そんな中でさまざまなウクライナ情勢と言われましたけれども、物資というか、さまざまなものの高騰が続くわけでございます。そういったところについては、次の項目でご質問もいただきますように、農業者に対する支援であったり、これまで事業を展開いただく方がどう継続していただけるか。そういったところをですね、重点に現状は進めている状況でございます。やはり事業を守って、世羅町のためにいろいろと寄与いただく方も含め、また農業もしっかりですね、厳しい状況ではあります。そういったところをしっかりと応援する意味で皆様方の今後の事業継続、また農業産出額の減にならないような取組みを頑張ってもらいたいと思っております。

○議長（米重典子） 次に 「米への対策など農村を守る対応は」 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 次に農業に関する質問をいたします。今年の米価も在庫増などによって心配をされる状況の中で、収穫が始まっておるところであります。2年続きの米価の値下がりの中で、一方では物価の上昇、特に肥料の大幅な値上げなどによって、農業をやめるといふ、米作りをやめるといふ人も増えるのではないかとこのように言われております。こうしたなかで肥料の大幅な値上げに対して十分に把握をしておりますませんが、5戸以上の方に対して9月か



らの申請を受け付けて肥料高騰に対して一定の対応をする国の取組みがあるようにお聞きをしております。そうしたなかで、1点目として、国は、肥料を1割少なくすることによって価格上昇分の7割を補填をする制度を作るようであります。これは6月以前の高騰分ということで、それまでは含まれないようであります。現在の厳しい経営実態からみて、せっかくのこの制度がむずかしい点もあるのはあるわけですが、できるだけ多くの方がこれを活用をしていただくように、十分なPRと制度の内容、こうしたことが必要ではないかと思っておりますが、お尋ねいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは矢山議員の2問目でございます。米への対策など農村を守る対応につきましてのご質問をいただいております。議員先程申されましたように、国が先般示した「肥料価格高騰対策事業」では、化学肥料の低減の取組みを行う農業者に対して、本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料費の一部が支援されることとなっております。

この事業によります支援金の交付の仕組みにつきましては、国が認定した県協議会を通じて交付されることとなっております。現在、県において、その協議会の設置に向けた調整がされております。

具体的な県協議会の窓口や申請手続きが明らかになり次第、町といたしましても本事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

町が実施しますそういった価格上昇による支援などとだぶることが許されませんので、町としましてはこれまで農業にさまざまな資本を入れられました者に対して、さまざまな面でそういった高騰対策といった面での補正予算も進めさせていただいておりますので、是非ともですね、そういったところ考慮いただく中で、農業者を守る支援対策にいろいろとご支援ご協力をいただければと考えております。よろしく申し上げます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 次にこの制度の内容について、すでに報道は一定にされておるわけですが、今年度の肥料の値上がり等についてはですね、対象にしな

いというような状況のようであります。先程町長の答弁もありましたので大体考え方は理解したわけですが、こうした点についてはどのように認識をされておるか、お尋ねをいたします。

○議長（米重典子） 矢山議員確認ですが、それは（２）の質問でしょうか。

○４番（矢山 武） はい、２番です。

○議長（米重典子） 申し訳ないですけれども、通告書に書いてある項目を読み上げていただきたいと思います。

○４番（矢山 武） そのとおりに言えるんじゃないですか。議長もよう聞きよってください。

○議長（米重典子） よく聞いてますけど、そのとおりではないから申し上げております。お願いできますか。聞かれてる方も質問がわかりますし、次の答弁との対応がございますので。

○４番（矢山 武） 最初に２番目に移りますと言ったじゃないですか。

○議長（米重典子） 通告書のものを読み上げていただければと思いますが。

○４番（矢山 武） そういうことをすることはいらんですよ。意味を通告しとるわけでしょ。

○議長（米重典子） それでは（２）ということをお願いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは２点目の「今年の稲作に使った肥料についても、町として考えるべきではないか」についてお答えします。

町といたしましては、令和３年度末に、国の地方創生交付金を活用し、営農継続支援金事業を実施してまいったところでございます。

この度の定例会におきましては、これまで手当てができていない小規模農家への支援も含めですね、想定を上回る資材や燃料等の高騰に対応する追加支援ということでそれらを９月補正予算に計上し、今年の稲作に対する支援を実施してまいります。

○４番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） ４番 矢山 武議員。

○４番（矢山 武） 十分に理解してないんですが、１０aあたり２,０００円かなと

いうように思いますが、仮に1町作っておって2万円、値下がり部分のどの程度カバーするというように考えておられるんか知りませんが、いろんな高騰があるわけですから、1町あたり2万円も役には立つわけですが、非常に不十分なんじゃないかということをお尋ねしとるんです。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ご指摘のようにですね、このところ米価も下がる中で、農業については非常に厳しい状況であるということとは認識しております。また今回の質問の趣旨であります肥料を含めたですね、いろんな農業資材が高騰してきているいうところに対するご質問だと思います。そういった厳しいところは認識しているなかではございますが、今回町が提案することにしております農業支援につきましてはですね、少しでも幅広く支援をしていきたいというところからですね、予算も限りのあるなかでですね、町として精一杯の支援をしていくというものでございます。それがすべてをカバーできるというものにはなっていないかと思いますが、できる限りの支援をしてまいりたいというところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） （3）に移りますが、先程来申し上げてきた申請について9月から受け付けるというような方向になっているようですが、それまで期間が非常に短いわけで早急な農家への十分な周知、これが求められると思いますが、お尋ねいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは3点目の「農家へ十分に周知すべきではないか」についてお答えいたします。

先程、答弁の中にありましたように、国の補填制度は、現在、具体的な申請手続きについて県において調整されておるところでございます。取組み実施者としてですね、位置づけられるのは農業者グループについては、農協や肥料販売店等が想定されておりますが、いずれにしても、申請窓口や手続きが明らかに

なり次第ですね、関係機関と連携しながら、速やかに当該事業の周知を行なってまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4点目に移りますが、内容についてここで述べておりますが、これまでの肥料の低減のメニューも新しい対応の中で認められるという方向もあるようでありますので、できるだけ多くの農家が対象になるようにして、7割を補填をするわけですから100%ではありませんが、少しでも農業を守っていく、こういうことが必要ではないかと思うんですが、これらについてお尋ねします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは4点目の「多くの農家への支援を進め、農業を守るべきではないか」についてお答えいたします。

議員のご質問にもございましたように、本事業の参加要件となっている化学肥料の2割低減の取組みについて、さまざまなメニューが選択できるようになっており、また既に有機栽培を行なっている農業者や環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている農業者、県の特別栽培農産物の認証を受けている等の場合でも一定の要件を満たせば、参加可能であるというふうに聞いております。町といたしましても、議員がおっしゃっていただきますように、できるだけ多くの農家が参加できるように、幅広く本事業を活用していただきたいというふうに考えておるところでございます。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 時間がありませんので次にいきますが、イノシシの被害、私も昨日ですか、稲刈りをしましたが、被害届は出してないんですが、繰り返し入っているというようなことで心配をしておったんですが、刈ってみると被害が大きいんだなというのが実感としてわかったんですが。全体的に頭数がどのように推移しておるんかわかりませんが、だんだん賢くなってくるんかわかりませんが、1 m 50位のところを平気で飛び越えて入って、多少メッシュに

引っ掛かるんでしょうね。毛がついたりしておりますから。そういうことで、目に見える、収穫が0のようなところは前ほどは見受けられませんが、それでも半分以上が被害を受けるという田んぼがあちこちに見られる。メッシュをしておっても繰り返し入る、こういう状況にあります。こうしたなかで、今年については非常に春先の低温で計数が確保されてないという話も聞いたことがあります。作況等についてどのように把握をされているか、お尋ねいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは5点目の「イノシシ被害の状況と今年の作柄はどうか。現在の見込みを聞く」についてお答えいたします。

イノシシ被害の状況につきましては、現在被害調査時期ではないため、被害面積や被害額の数値はございませんが、鳥獣被害につきましては、8月18日時点で56件の報告があります。そのうちイノシシ被害については45件となっております。ところでございます。

また、今年の作柄につきましては、農水省から8月31日に公表されております。これによりますと、広島県は平均並みということでございます。しかしながらこのたびの台風等の影響等も懸念されるというふうに思っているところでございます。

○議長（米重典子） 次に 「にしおおた保育所おおみ分園の今後の有効活用を」 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最後におおみ分園の有効活用についてお尋ねします。大見地区は小学校が統合し、そうしたなかで一定の期間が経過をしますが、50人近い生徒数だったと思うんですが、正確に把握をしておりますが、かなり大幅に人数が少なくなっている状況で、その当時、小学校があっても過疎はどんどん進むんだというようなことを聞き直ったような答弁を教育長されておりましたが、学校があればどんどん定住人口が増えるというもんでもありません

が、今後3人、5人となった人が小学校は遠くてもいいということではありませんが、保育所ということになると、送り迎えをするのに非常にたいへんな負担が親にかかるのではないかとこのように思います。人数が一定に必要なというのわかりますが、やはり非常に今後の過疎化に拍車をかけるということにこれまで休園であったわけですが、なくなるということは非常に大きな地域としての将来に不安を感じるころであります。こうしたなかで、有効活用について今後の考え方、またこうした施設をできるだけ地域のために活用することが地域を守る一助になるのではないかと思います。可能かどうかは十分調査はしていませんが、介護施設等、グループホームの活用を図る方法はどうであるか、1点目お尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは3問目、矢山議員の「にしおおた保育所おおみ分園の今後の有効活用について」のご質問にお答えさせていただきます。

おおみ分園につきましては、平成29年度よりこれまで、議会総務文教常任委員会、在所児童の保護者、子ども・子育て会議、大見振興協議会におきまして、在園児童数の減少によります今後の施設の在り方について協議を重ねてきたところでございます。令和3年4月1日より募集停止、及び現状では休園という形になっております。

休園後、今後の利活用につきまして関係課や大見振興協議会とも協議をしてきたところでございますが、具体的な施設の活用策までは見出せてないところでございます。議員ご提案いただきましたグループホーム等への活用も含め、今後、公有財産利活用検討委員会において検討してまいりたいと考えております。

これまで10人程度ということで存続をどうにかできないかということで進めてきたところでございますが、現状保護者等の声もいろいろ聞くなかで、現状では休園という形になってございます。一番望ましいのは休園でなく、また開始ができればということはあるんですけども、そこまではなかなか至らないであろうという、子どもの人数を鑑みるなかです。次の施設利用に関してもいろいろ検討が必要ということになるかと思っております。さまざまな声を聞くなかで、このままずっと置いておくわけにはいきませんので、今後どういう活用が望ましい

かいろいろ検討を重ねてまいります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） （2）に移りますが、どのような施設の活用をするにしても、目的に沿った改修は最低限必要ですし、地域で運用できれば運営費用を考えるとはいりませんが、何らかの形でそれぞれ介護施設がいいということだけを言おうとは思いませんが、やはりせっかくの施設が有効に活用されて、地域にも一定に効果があると、そういう取組みが是非必要であり、今後、早急に活用策を具体化をすべきであるというように考えるわけですがこれらについてお尋ねをいたします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 2点目の「改修や運営について費用や、また、希望者についてなど一定の調査をする考えはどうか。」について子育て支援課長よりお答えいたします。

現段階においては、具体的な利活用の形が決定しておらず、特定の目的での改修や運営についての検討や調整には至っておりません。今後、広くご意見をいただく中でしっかりと検討し、扱ってまいりたいと考えております。

なお、この間の施設の管理につきましても、草刈りや建物内に風を通すなどしっかり定期的に管理を行ってまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初の1点目の答弁で町長から考え方を答弁をいただいたんですが、この活用策という言い方がいいかどうか、具体的な検討をね、急ぐ必要があるというように先程申し上げたんですが、これらについて町長の考えがあればお尋ねします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 施設がですね、このまま放置しておきますと傷み続けていきます。先程言いましたように、子育て支援課長がですね、言ってくれましたよ

うにいろいろ管理はする中で、今後活用できるように保存しておくということです。ただこれを長期間やってみますと、やはり活用も見込まれません。そういったところの者があるのか。また、グループホームとなると、その運用についてもいろいろと行政がするというわけにはならないと思います。あそこを使つての優良な者によって管理をいただきたいと思いますし、今後においてもそういった検討をしっかりと進め、早急に結論を出していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（米重典子） 以上で4番 矢山 武議員の一般質問を終わります。

少し早いですが、昼休憩としたいと思います。再開は午後1時といたします。

---

休 憩 1 1 時 2 8 分

再 開 1 3 時 0 0 分

---

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 「気候変動に伴う災害対応は」 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

物品の持ち込みについてこれを許可しております。

○7番（藤井照憲） 議長の発言許可を得ましたので、早速ですが、通告に基づき、質問に入らせていただきます。

はじめの質問は、気候変動に伴う災害対応について、お伺いします。

広島県は全国で最も土砂災害リスクの高いエリアが多く、豪雨災害に対する防災意識の高揚が重要と考えております。町内にあっても、山すそへ住宅が点在し、危険な場所に住んでいる可能性があります。

世羅町の土砂災害ハザードマップは、既に全戸に配布されています。しかし、本当に活用されているのでしょうか。活用の訓練はされているのでしょうか。訓練による避難する際の安全なルートを確かめているのでしょうかなど、平常時から自らの命は、自ら守る行動がとれるように頭に入れておくことが重要な活用と思います。



県は、昨年8月の大雨で「避難指示」が出た県内18市町の住民を対象にしたアンケート結果をまとめています。回答者のうち実際に避難したのは5.7%で、残りの94.3%は危険な状況だとは認識していなかったという事であります。このことは、適切な避難行動を促す方策が課題として浮かび上がっていることを示しています。

令和3年には、災害対策基本法が改正され、警戒レベル3の避難準備から高齢者等避難に変わり、命を守るためのメッセージがわかり易く伝わるようになりました。また、避難勧告が無くなって避難指示に一本化されたこともわかりやすいと思います。迅速な避難行動に繋げようと法改正がされましたが、周知と啓発に課題があるように思います。

また、「線状降水帯情報」の運用も丸1年となります。精度はともかく、実際に線状降水帯が発生し、非常に激しい雨が降り続いた場合、レベル4の避難指示以上にあたります。線状降水帯はどこに発生しても不思議ではないのです。避難場所への適切な対応が求められているところであります。

そこで、最近の異常気象ともいえる気候変動に対しては、これまで以上に命を守る行動が求められています。気候変動に対する災害対応をどのようにお考えなのか、対策をお伺いします。

はじめの質問でございますが、質問の通告後に9月1日に、気象庁は今年の梅雨明けの時期の確定値を発表し、中国地方などの各地で観測史上最も早いとしていた速報値を、1カ月近く遅い7月26日頃としました。この認識の上で、一般質問は通告済みでありますので、通告通り、読み上げさせていただきます。

今年の梅雨は記録づくめであったような気がします。本来梅雨時期に猛暑となり、6月中の梅雨明けは最も早く、期間も最も短いものでありました。しかし、7月に入ると一転し、台風などにより大雨となりました。気候変動に伴う災害リスク対応を、改めて考え直す必要があると思いますが、お考えをお伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 7番 藤井照憲議員の気候変更に伴う災害対応について

のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

先程冒頭に申されましたように、広島県については土砂災害リスクの高いエリアが多くございます。このことにつきましては国への要望に対しても治山治水砂防等々の要望も国交省に対して特に広島県の災害リスクの高い土質の影響もでございますけれども、そういった観点でこれまで通りの要望をさせていただいているところでございます。

議員申されますように、記録の更新が示すように、観測史上初となる豪雨が続いております。先般も世羅町内におきましてかなりな線状降水帯の発生もあり、職員において警戒体制、特に警報がすぐ出たものでございますので、対応にも苦慮しますけれども、いち早くですね、そういった取組みにも、また町内各地が災害にあってないか見回り等も行っているところでございます。

議員ご指摘いただきますように、今年は例年とは異なりまして、梅雨期間が短かったというような報道がありました。その後議員申されますように1か月余り梅雨であったというふうな情報もでございます。大雨が全国各地で発生している状況もございまして、このような異常気象とともに災害による甚大な被害も多く発生しているところでございます。

気象庁からは警報級の現象が5日先まで予想されるときに「早期注意情報」が発表されております。こうした最新の防災気象情報等により一層留意するなかで、まずは人命確保を最優先に適切な災害対応をとることとしております。

連日携帯、スマホを見る機会も多くございます。そんな中に世羅町内においても線状降水帯の現れる赤い印がですね、結構あるということで不安な面もございますけれども、いち早く避難いただくこともありますし、避難すべき時間帯等も考慮いただくなかで、まず人命優先の避難活動をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少し、お伺いしたいと思います。冒頭でも申し上げましたが、先の県調査の数値を紹介しました。5.7%しか避難指示が出ても避難していないと、こういう事実がありました。避難しなかった理由は、約58%が「危険とは思わなかった」、また約20%は「感染症が不安だった」とありま

す。一方では、昨年の大雨時に警戒レベル4が出たとは知らなかった住民が約43%も占めております。

また、別の調査では、自宅は危険ではない、被災しなかったからなど、避難の経験のない者が9割を占めています。

このように、町の「人命確保を最優先に適切な災害対応を取ること」や、「避難指示一本化」などの災害情報をわかりやすくしたにも関わらず、危険を過小評価したことが挙げられると思います。町の実態をどのようにお考えか伺いたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 総務課よりお答えさせていただきます。本町におきましての実態についてでございますが、町独自の調査といったものはしておりませんので、詳細な避難者の行動については承知しきれない部分がございますけれども、町といたしましては、避難者の行動を移された数はまだまだ少ないという認識を持っているところでございます。

議員ご質問の中にごございました避難指示の1本化でございますけれども、昨年の出水期を前に避難勧告がなくなり1本化ということになりましたけれども、その後、昨年8月13日から14日にかけて本町におきましても、避難所の開設等行ったところでございます。その際には10か所の避難所に87世帯183名の方が避難をされてございます。この時期にはご承知のとおり、コロナの感染が拡大しておいた時期でもあり、またお盆にも重なったという、そういった要因もあろうかと思っておりますけれども、まだまだ避難の行動を起こされた方は少なかったのではないかとというふうに考えるところでございます。

遡って平成30年の大きな災害のときには指定避難所16か所。各地区の避難所5か所、合わせて654名の方が避難をされた状況でございます。

この間、分散避難といたしまして友人、知人、ご親戚等の安全な場所への避難等も呼びかけてまいったところでございますが、そうした把握しきれない方も含めまして、積極的な避難を呼びかけていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 大雨、洪水、土石流と、姿を変えてやってくる災害に対して、災害対策を強化し続けることが、本当なのか、正しいのか。逃げる意識を持つ住民と、適時適切な指示を出す町があって、その両者があって初めて防災が機能すると思います。

次の質問でございます。次に、平成30年（2018年）の西日本豪雨災害の教訓を思い出す必要があると思います。

線状降水帯による豪雨災害は、同じ場所に雨が長く降り続き、大雨による災害の危険度が急激に高まるとされています。この線状降水帯予報は、予知がむずかしく情報の受け手の判断に委ねられ、「自分の命は自分で守る」行動をしなくてはなりません。

想定外の大雨に対しては、これまでの災害の教訓は役に立たないかもしれません。町民への避難行動を促す周知は、大丈夫なのか、お伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 2点目のご質問でございます「2018年の西日本豪雨災害の教訓は」についてでございます。

気象庁では、本年6月から線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、「線状降水帯予測」を半日程度前から6時間前に、警戒レベル相当情報を補足する情報として発表がされております。線状降水帯予測などの気象情報や警報級の可能性がある早期注意情報、土砂災害危険度情報からの土壌雨量指数などの解析により、町民の皆様へ避難情報を発信しておるところでございます。避難情報を発令する場合には、避難準備の時間を含め、できる限り屋外が明るい時間帯に行うこととしております。気象予測の精度が向上し、各種の観測データなども増えておりますので、早いタイミングでの気象や災害の予測が得られるようになってまいりました。

今後も広島气象台や広島県と連携を取り、命を守るための行動につながるよう、早めの情報提供を行うこととしております。防災行政無線をはじめ、ケーブルテレビ、防災アプリ、避難情報をテレビへ表示いたしますLアラートなどの活用により、早期の周知に努めてまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いしたいと思います。「正常化の偏見」という心理学用語があります。予期しない危険な事態に直面していながら、「まあ、いろいろ言われるけれど自分は大丈夫だ」などと思い込み、危険とわかりながら逃げようとしないう、危険や脅威を軽視してしまう「我々の心」ではないでしょうか。

だからこそ、防災訓練で心のスイッチを入れることや、防災を学ぶ防災教育で心のスイッチを入れなければなりません。

そこで、町の防災教育の実態と防災訓練はどのように行われているのか、お伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。ただいまご質問の中で触れていただきました「正常化の偏見」という言葉でございます。人間の特性として言われている部分でございます。自分がそんな災害の危険な状況におかれているわけがない。また周りの人も避難してないから自分も大丈夫だろうといった、そういった危険な考え方に陥りやすいという特性でございます。

世羅町での防災教育の実態等につきましてですが、各地区へ出向き研修等、防災の講和等を行っておりますけれども、そういったなかでは各地区のハザードマップの周知で自分の住んでいるところの危険性などを再確認していただいたり、マイ・タイムラインの周知などでご自身のシミュレーションをしていただくなど、各一人一人の避難行動について考えていただく場とさせていただくものでございます。

冒頭触れていただきました「正常化の偏見」でございますが、これにつきましては各皆さんの地区で起こっている気象状況の中です。実際災害に起きたときに自ら率先して行動ができる、また避難を開始することができる。そういった率先避難者の方を作り上げていきたいということをお願いしていきたいと思っております。逃げたくないための理由というものを考えてしまいがちになってしまうわけですが、そこを皆さんの前で率先して避難に行動していただける方

をひとりでも多く作りたいと、そういった心持ちでですね、防災に触れていただく場を提供していきたいというふうに考えてございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） そのとおりだと思います。防災訓練の目的というのはいずれ、やはり「我々は危険を感じても上手には逃げられない。」、また「黙っていると危険に備えることができない。」こういったことを知ることだと思います。繰り返し心のスイッチを入れていただきたいと思います。

次の質問もスイッチの入れ方をお伺いいたします。県は、平成30年の西日本豪雨後、一人一人の災害時の避難計画「マイ・タイムライン」づくりを推進しております。本町における周知の状況はどうか。やはり、避難には労力を要することから、ためらいがちになりますが、町民が個別に「マイ・タイムライン」を作ることで、避難行動に移りやすいと考えます。今後の周知をどのようにされるのか。お伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 続きまして3点目の「マイ・タイムラインの活用実績は」等についてお答えをさせていただきます。

令和2年と令和4年に、自主防災組織関係者を対象者に防災セミナーを開催しており、参加者の方々には「ひろしまマイ・タイムライン」に関する周知を図っているところでございます。

また、自主防災組織、各地区振興会、ふれあいサロンなどを対象とした防災研修、講話を実施しており、「ひろしまマイ・タイムライン」の作成の支援などを行い、継続的に普及、周知を図っておるところでございます。

今後につきましても、非常時に適切な避難行動が取られるよう、防災研修などの場で、「個人ごとの防災行動計画」でありますマイ・タイムラインの周知を図り、町民の皆様の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） マイ・タイムラインの充実ということでもう少しお伺

いしたいと思います。ご案内のように、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み指針も改定されております。個別避難計画の策定が義務付けられており、地域の実情に応じて作成に取組まなければなりません。避難行動要支援者に対するマイ・タイムラインの普及状況と個別避難計画に対するお考えを、お伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 高齢者や障害者などの避難行動支援者へのマイ・タイムラインの普及についてでございますけれども、社会福祉協議会と連携し、家族介護教室などへの防災出前講座などを行っており、家族を介護する方々を対象といたしました防災講座を行ったりしております。災害の図上訓練の実施や、マイ・タイムラインの作成等の支援を行い、地域や個人の実情に応じた取組みを行っているところでございます。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 福祉課よりお答えをさせていただきます。災害時に支援の必要な高齢者や障害者の避難方法を決めておく個別避難計画についてでございますけれども、関係課と協議連携を行い、また他市町の取組み状況を参考にしながら世羅町にあったやり方で進めてまいりたいと思っております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問をいたします。次の質問は、県は、管理しているインフラや地形、災害リスクなど、土木関連の情報をまとめた専用サイト「D o b o x（ドボックス）」を作成しています。

ドボックスとは、土木施設に関する情報の一元化・オープンデータ化や官民での連携を可能とするシステム基盤でございます。土木とDX（デジタルトランスフォーメーション）をかけ合わせた造語であります。

専用サイトは無料で誰でも見ることができます。自分でアクセスしてみて、土砂災害警戒区域を3Dマップで見ると、平面の土砂災害ハザードマップの危険度が立体画像として、わかりやすく、伝えやすいと思ったところでありま

す。今後、町民への周知をどのようにお考えなのか、お伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 続いて Dobox（ドボックス）の周知についてお答えをさせていただきます。

Dobox（ドボックス）は、広島県が本年6月28日から運用を始めたシステムで、各種災害リスク情報を一元化し、地域の災害リスクを誰でもが3Dマップ等で確認できるものです。

世羅町ではシステムの運用開始に合わせ、6月に町内の自主防災組織関係者の皆様を対象に、広島県と合同で Dobox（ドボックス）の活用を含めた防災セミナーを開催いたしました。

また、各地区振興会、ふれあいサロンなど地域で行われます防災研修、講話の場において、実際に Dobox（ドボックス）で作成した各地域の災害危険箇所を一元化したハザードマップを活用しており、災害の図上訓練の実施及び地域の災害リスクを研究するなど、町民の皆様に対して、Dobox（ドボックス）の活用について継続的な周知となるよう取り組んでいるところでございます。

今後も、町民の皆さまを対象とした防災研修等の場において、いわゆるデジタル技術活用いたしましたDXによって得られる地域の災害リスクも含め、わかりやすく伝えてまいりたいと考えます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 少し確認したいんですけど、県が公表しています、洪水リスクマップ、想定最大規模ということでございますが、芦田川を参考にしたとき、手綱川合流点の想定水深深度はどれくらいでしょうか。お伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは芦田川と手綱川合流点付近が浸水した場合における想定される水深深度につきまして建設課よりお答えいたします。

広島県では世羅町内の芦田川の水位周知区間における浸水想定区域を計画規



模、それから想定最大規模に分けて、令和3年3月29日指定し、洪水ポータル広島において広く公表しているところでございます。

計画規模の降雨規模についてでございますが、100年に1度程度の降雨量として2日間の総雨量217ミリが想定されています。この規模での芦田川と手綱川合流点付近での浸水想定はございません。

また想定最大規模の降雨規模につきましては、1年間に発生する確率が1000分の1以下で1000年に1回程度発生する確率のある降雨量として24時間の総雨量が527ミリで想定されているところでございます。この規模での芦田川と手綱川合流点付近の浸水想定は最も深いところで5mから10m、こういった浸水区域の想定がされている状況でございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 芦田川の洪水リスク、想定最大規模でございます。この数値には、皆さん驚かれたことと思います。手綱川合流点付近は、大田小学校とか中央病院、こういった公共施設をはじめ、町の人口も機能も集積しておりますので、十分な対策が急務だと、このようにも思います。

次、もう1点お伺いします。平成30年12月定例会の一般質問で、「ため池の総合対策を急ぐべき」とこのように質問し、「関係者と共に適切な管理に取り組む」と、このようにご答弁をいただいたところでございます。

町内のため池の診断結果は、どのようになっているのか。お伺いいたします。

○議長（米重典子） 先程のなかで大田小学校という発言ございましたが、世羅小学校でよろしいですね。

○7番（藤井照憲） はい。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは産業振興課よりため池の診断についてお答えいたします。ため池の診断につきましては、広島県が令和3年度から5年度におきまして、防災重点ため池、こちらの調査診断を行っているところでございます。町内には260か所の防災重点ため池ありまして、令和3年度では

78か所の調査が行われたというものでございます。そのなかです、健全度が低いということになりましたのが38か所というふうになっております。診断結果につきましてはですね、ため池管理者のほうへお知らせを県のほうからしてあるものでございます。管理者の皆様には8月に広島県により診断結果の説明会も開催されたところでございます。また町のほうへ問い合わせがあった場合にはですね、担当のほうで相談受けて丁寧に説明もさせていただいているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この町のほうではですね、安全を高めて欲しいという要望がたくさん寄せられると思いますけれども、現実にはどう頑張っても守り切れない、こういった時代になっているのではないのでしょうか。

大災害への対応は、めったにないからむずかしい。議員も首長も職員も大災害への対応経験がありません。だからむずかしい。しかし、急がねばなりません。想定外の異常気象への備えが必要と思います。そこで、質問を振り返り、整理したいと思います。

この表は、令和3年に災害対策基本法が改正され、警戒レベルと住民が取るべき行動を表したものでございます。

一例を申し上げますと、「警戒レベル3」この位置でございます。「高齢者等避難」の避難情報と共に、大雨情報も併せて出されます。土砂災害警戒情報、また川の防災情報では、氾濫警戒情報。そこで「住民が取るべき行動」、ここが重要なことでございますが、ここは危険な場所から高齢者等は避難すると。このように整理されているわけでございます。

台風11号が近づいております。行政は、町民の「安全・安心」を図るため、適切な情報伝達が伝わることをお願いしたいと思います。

また、自分の安全は自分で守るという意識を、しっかりと伝えていただきたいと思います。しっかりとした取組みをお願いしまして、この質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私よりお答えをさせていただきます。議員、ご質問をいただきました中に、「正常化への偏見」という言葉をいただきました。これは経験によって自分を正常化、自分は大丈夫という意識が発生してしまう兆候でもあるとも思っております。ありがちな状況として過去自分が経験した災害が一番大きいものであったということに捉われやすいと思っております。一例としまして、もう 50 年近く前になりますけれども、昭和 47 年 7 月災害は 4 日間で 164.5 ミリの降雨でありました。一方平成 30 年災害の場合は 5 日間で 409 ミリということでこの 50 年近くの間には雨の降り方、そういった災害の強さというものは非常に大きくなってきているというふうに思っております。ご示唆いただきましたドボックス、これはデジタルトランスフォーメーションの恩恵もいただきながら、ため池のハザードマップも重ね合わせてみるができるという形にもなっております。しっかりと周知をさせていただきながら、過去の経験にその記録を加えた認識を持っていただきつつ常に毎年が異常気象と向き合っているという気持ちを大切にさせていただきながら、自分の判断は正しいという認識から改めていただき、安易に今までの経験に当てはめないことを例示をさせていただきつつ、引き続き議員ご指摘いただくように意識の定着を進めてまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） 次に 脱炭素ロードマップは 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 7 番。次の質問は、第 3 次世羅町地球温暖化対策実行計画から計画の進捗状況などをお伺いいたします。

近年、日本を含めた世界では、猛暑や豪雨災害などにより、多くの尊い人命が失われる甚大な被害が発生しております。

その要因として、自然の限界を超えた人為に起源する「温室効果ガス」の排出に、「気候変動」の影響があると考えられており、地球温暖化が更に進行すれば、こうした災害の発生するリスクがより一層高まることが予想されております。人類の生存基盤をも破壊しかねない、気候の危機とも言える状況にあるものと思います。

本町では、町民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化対策を総合的に推進していくため、平成26年3月に「脱温暖化せらのまちづくりプラン」を策定し、「温室効果ガス」排出量の削減目標と、町民、事業者及び行政が取り組むべき施策を定め、各主体が一体となって取り組みを進めておられます。

また、法律により、全ての自治体が「地方公共団体実行計画」を策定し、「事務事業」に関して、「温室効果ガス排出量削減のための措置等」に取り組むよう義務付けられたところでもあります。

このため、平成21年3月に「世羅町地球温暖化対策実行計画」を策定し、現在、「脱温暖化せらのまちづくりプラン」と合わせ、第3次の「区域施策編」と「事務事業編」の2つの実行計画を推進されているところでもあります。

そこで、平成29年の9月の定例会で同じような質問をさせていただいております。当時の削減目標の達成状況や、課題を伺ったところがございます。その後における本計画の達成状況を、お伺いしたいと思います。

はじめの質問は、「脱温暖化せらのまちづくりプラン」に掲げる、平成25年を基準年とする、令和12年目標である24.7%削減目標の内、昨年度までの達成状況をお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは2問目の「脱炭素ロードマップは」についてお答えいたします。

議員冒頭申し上げられましたように、これは世界的な問題でもございます。こういった地球温暖化が進むことによってあるヨーロッパの町でございしますが、国土の3分の1が水没したというような状況のニュースもびっくりするようなことでもございます。海水面の温度が1度上がると、またそれだけの国土水面下が上昇するというので、かなり不安な面、また今回のような台風、また線状降水帯の発生についても危惧するというような流れにもなっている状況でございます。

1点目にご質問いただきました「温室効果ガス削減目標の達成状況は」について、数字のご質問ございましたので、私のほうから説明させていただきます。環境省が公表しております「自治体排出量カルテ」によりますと、直近デ

一タとなります令和元年度における世羅町の二酸化炭素排出量は15万5000トンとなっておりまして、基準年度であります平成25年度の同排出量16万6400トンから1万1400トン削減しております。令和12年度削減目標に向けました令和元年度時点の削減目標量は1万4400トンとなることから、達成率については79.2%という状況でございます。

産業部門におきます二酸化炭素排出量が目標に達していないことが大きな要因であるため、事業者の取組み促進が図られるよう意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

先般、電気事業者の方がご訪問いただきました。ご存じいただきますように、大崎上島のところ、また竹原のところに新技術を活用したそういった施設、発電所が試験的に設けられております。ここで発生します二酸化炭素については世羅町に運搬されまして、トマト農家のほうでですね、そうした温室に活用されているということでございます。これはニュース等でも他の自治体でも行われているような状況もありますが、県内でも結構すごい取組みであろうかと思えます。そういった植物によりまして二酸化炭素吸収という部分において大きな温室効果ガスの削減にもいろいろと寄与されるものと考えております。そういった新技術もございまして、当面はですね、自治体としまして町内におけるそういった目標達成に向けてですね、しっかり取り組んでけるよう、啓発、またさまざまな取組みを行っていきたいと考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少し具体的にお伺いしたいと思うんですが、何万tとかですね、何%といっても生活感として現れてこないところがございます。こういった中でですね、第2次の計画では重点プロジェクト、これらは、「地域発せらのしあわせプロジェクト」として4つの取組みをされております。

今の第3次計画の重点的なプロジェクトの取組みについてはですね、3つの視点を考慮して取組むと、このようにされておるところでございます。①点目は地域ぐるみの活動ができる、②点目が二酸化炭素の削減又は吸収につながる、③点目は町の取組みに対する課題や地域資源を考慮すると。このような視点で取り組むということでございますが、なかなか姿が見えない。具体的にで

すね、この3つの視点で成果がどのように出ているのか、お伺いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えをいたします。重点プロジェクトというものは町民や事業者、町等が協力しながら脱温暖化のまちづくりを実現するための取組みでございます。3つの視点を考慮しながら平成20年に立ち上げました脱温暖化プロジェクト世羅が中心となりまして取組みを進めてきたところでございます。まず1点目の視点として町民が主体となった地域ぐるみの活動として展開ができるにつきましては、町民同士が脱温暖化に対する情報を共有できる機会としてのエコカフェや里山学校の開催など町民参加の各種行事を展開し、町民の環境への関心を高めることができた、そのように考えております。

②点目の視点、二酸化炭素の削減又は吸収につながるにつきましては、環境省の専用ソフトを使って、各家庭のライフスタイルに合わせた具体的な省エネ対策の具体的な提案を行う、うちエコ診断、この実施や、もみ殻燻炭作りなどの取組みを行うなど、身近なところでの二酸化炭素削減等の意識づくりにつながったと考えております。

③点目の視点、町の脱温暖化の取組みに対する課題や地域の資源を考慮するにつきましては、脱温暖化せらのまちづくりフォーラムなどを開催をいたしまして、視点の周知・啓発、こういったことを図ることができた、そのように考えております。ここ数年はコロナ禍によりまして十分な事業展開ができておりませんが、そのなかでもできる取組みを続けている状況でございます。今後とも3つの視点を踏まえながら、できる限りの取組みを展開し、脱温暖化意識の向上を図ってまいりたい、そのように考えております

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ここでも示しておりますように、令和12年度に24.7%の削減目標を掲げているわけですが、この目標達成には可能なんでしょうか、それともこんな課題があると、この辺をお伺いしたいと思います。

次の質問です。

○議長（米重典子） イの質問でよろしいでしょうかね。

○7番（藤井照憲） はい。

○町民課長（道添 毅） それでは2点目の「長期目標令和12年度の削減目標への取組みは」についてでございますが、先程町長が答弁申しあげましたとおり、二酸化炭素排出削減量は令和12年度削減目標に向けた令和元年度時点の削減目標量の約8割という状況でございます。

産業部門、業務部門、家庭部門、そして運輸部門という4つの部門がございますが、最終目標を達成するためには、それぞれの部門における取組み促進が必要と考えております。特に、産業部門の二酸化炭素排出量が目標に達していない状況であることから、取組み促進が図られるよう意識啓発に努めてまいり所存でございます。

なお、国は、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。」等の実現に向けて、昨年10月に「地球温暖化対策計画」を改定しました。

町といたしましても、この新たな削減目標を踏まえまして、次期「脱温暖化せらのまちづくりプラン」を令和5年度に策定いたしますとともに、計画的な推進を図ってまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先程のご答弁です、国はですね、温室効果ガスを2030年度、令和12年度でございますが、46%削減することを目指す。このようにご答弁いただいたわけですが、本町における削減目標は、この表にございますように、24.7%。あまりにも国との数値が乖離しています。来年度策定を予定されている第4次計画にはですね、どのような課題を持って取組まれると、国の46%と整合が図れるのか、この辺をお伺いいたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えをいたします。最も大きな課題は、先程議員ご指摘のとおり国が示す削減率が大幅に引き上げられたことへの対応と考えております。特に産業部門におきましては、6.5%の削減率であったものが38%

と6倍近く引き上げられております。ただ単に国に準じた削減率とするのではなく、産業、業務、家庭、運輸という4部門の排出構成の国と町との違いというところにも考慮しながらですね、全体目標であります46%削減に向けてどのように取組んでいくのか、町として部門ごとの達成可能な目標を適切に設定してまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） では次の質問です、各主体、これらの取組みの概要でございますと、町民・事業者・町にもそれぞれの取組むべき項目を示して、その取組み内容を紹介されておられますが、これらの取組みに対する評価、これがどのようになっているのか。また、課題はどうか。この2点をお伺いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。3点目の「具体的な取組みにおける課題は」についてでございますが、取組みに対する評価につきましては、町では環境経営レポートを毎年度作成し、取組みの評価を行っているところでございますが、町民及び事業者の取組みに対する評価につきましては、毎年度実施することは困難と考えております。

したがって、町民及び事業者の取組みに対する評価につきましては、次期「脱温暖化せらのまちづくりプラン」策定前に実施するアンケート調査におきまして、取組み状況の把握や評価を行うとともに、次期プランにおける各主体の取組み内容の設定等に活かしてまいりたいと考えております。

また、課題につきましては、脱温暖化に対する意識の向上が最も重要な課題であると考えております。そのため「脱温暖化プロジェクトせら」と連携をいたしまして、持続可能な社会を実現するためには、脱温暖化に向けた一人ひとりの取組みが必要であることへの理解が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。



○7番（藤井照憲） なかなかこの事業計画を立てるのはたいへんなよう  
ございます。評価または課題に対する考え、これについて次期計画のアンケート  
調査で把握すると、このようにご答弁がございましたが、計画期間中に起こっ  
ている成果とか課題、これらを捉えて、どのように次の計画に反映させるかを  
練るのが主管課の仕事ではないでしょうか。

また課題に対しても「意識の向上をどのようにして理解していただくか。」地  
球規模の脱温暖化を進める苦勞はわかりますが、具体的な評価や課題を挙げて  
考えるべきではないでしょうか。お伺いいたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。町につきましては、先程申し上  
げました環境経営レポートの中で電気使用量削減や、あるいは公用車燃料使用  
量削減、この目標達成という具体的な評価、そしてデジタル化推進などの課  
題、こういったものを整理をして、今後の取組み、次年度以降の取組みに生か  
しているところでございます。

町民及び事業者につきましては毎年度成果と課題を把握することはたいへん  
困難でございますので、5年に1度となりますがアンケートを実施をし、5年  
前のアンケート結果との比較を行うなかで、成果と課題これを検証し、次期計  
画へ生かしていくよう考えているところでございます。意識の向上への理解に  
つきましては、人の意識をすぐに変えるということはたいへんむずかしいと認  
識をしておりますけれども、粘り強く啓発活動を行い、脱温暖化の取組み意識  
を高めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に移ります。次に推進体制についてございま  
すけれども、PDCAサイクルを用いて進行管理をされています。PはP l a  
n（計画）は良しとしても、D o（実践）に一番多くの課題を抱えていると思  
います。強化するとしたら、取組むべき課題は何でしょうか。お伺いいたしま  
す。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは4点目の「進行管理の中から強化すべき取組みは」についてでございますが、町では「世羅町地球温暖化対策実行計画」を策定し、「エコ委員会」を設置し、進行管理等を行っているところでございます。町民及び事業者につきましても、毎年度進行管理することはむしろかしいため、継続的な取組みが行われるよう脱温暖化に対する意識の向上が重要と考えております。

したがいまして、町として強化すべき課題は情報発信と考えておりまして、町から発信可能な様々な情報媒体を有効に活用して、町民及び事業者の意識向上を図ってまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 意識向上を図っていくということでございますが、町民及び事業者に対してですね、脱温暖化に積極的な取組みを誘発する必要があると思うんです。お考えをお伺いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。やはり意識変革を促す情報発信力の充実強化というものが今、担当課としては最も重要と考えておりまして、省エネ等、脱温暖化の取組み意識の向上につながる効果的な情報発信が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

また、事業者につきましても町からの情報発信だけでなく、世羅町商工会とも連携を図りながら、事業者にしっかり受け止めていただける情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に移ります。町民に協力を得る部分では、資料編ということで紹介されてます。アンケート結果が示されております。多くの質問事項が「あなたの家庭では・・・」こういった質問でございます。「脱温暖化せらのまちづくりプラン」の実効性を高めるためには、町民の理解と協力

がないと計画倒れになってしまうのではないのでしょうか。町民を巻き込んだ取組みへのお考えをお伺いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは5点目の「町民を巻き込む取組みの考えは」のご質問についてでございますが、議員ご指摘のとおり、町民の理解と協力がなければ「脱温暖化せらのまちづくりプラン」の実効性を高めることは困難と認識をしております。

現在のところ、本年10月に広く町民の方々にご参加いただける環境イベントとして「脱温暖化せらのまちづくりフォーラム」を開催する予定としております。間伐材の有効活用やエコな生活などを体感していただき、環境への関心や意識を高めてもらう機会となるよう努めてまいりたいと考えております。なお、新型コロナウイルスの感染動向を注視しながら、今後、開催可否の最終判断を行うこととしております。

いずれにいたしましても、日常生活において省エネの取組みを実践していただくためには、脱温暖化に対する町民意識の向上が重要と考えておりますので、こうしたイベント開催に加え、さまざまな形で情報発信を行い、町民の意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問でございます。先程来の町民を巻き込んだ取組みを推進するということですが、衣・食・住の内、住まいでありますエコ住宅の普及促進が一番効果を上げるのではないかと考えております。たとえばこのアンケート資料の一番下のZEH（ゼッチ）の普及促進で、導入している「はい」という回答は0.6%しかありません。

同じようなエコの考え方で都市計画マスタープランでは、まちづくりの目標に、都市施設整備方針が示されています。市街地周辺地域は、「良好な自然と営農環境が共存し、ゆとりのある居住環境のある地域づくり」、これらを進めておられます。

この地域に住宅を新築又はリフォームをする場合、ゼロエネ化や断熱改修を

推進する補助制度を創設して、「脱温暖化のまちづくり」の推進と「コンパクトなまちづくり」の両立を図ることができます。このことは、人口減少社会における持続可能なまちづくりに資すると思いますが、お考えをお伺いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは6点目の「町民を巻き込んだ取組にはエコ住宅が必要では」のご質問についてでございますが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が本年6月に施行され、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化などが講じられております。このことから、議員ご指摘の良好な自然と営農環境が共存したエコ住宅の普及促進が、今後図られていくものと認識しております。

加えて、町では「再生可能エネルギー設備設置費補助金」や「住宅リフォーム補助金」などの補助制度を設けておりますので、こうした制度とともに脱温暖化のまちづくりの推進が図られるよう努めてまいり所存でございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ちょっとこの資料説明しますと、小さくて申し訳ないですけれども、この一番下にありますが、「ZEH（ゼッチ）」、これは「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の意味でございますので、そこらにはヒートポンプの給湯器とか、太陽光発電とか、エコジョーズとか蓄電池とか、HEMS（ヘムス）とか、エコウイル、こういったものが一切入ってしまいますので、非常に進めるとしたら効果が出るエコなまちづくりにつながると思いますので取組んでいただきたいと思います。

次に、これらに関する質問でございますが、町の人口ビジョンでは、2060年に、38年先でございますが、人口推計では「6,300人」を「9,500人」に留めようと、このように計画されておられます。

「脱温暖化せらのまちづくりプラン」を推進する上で、前担当者として「人口ビジョン」の策定を主導されておりますので、「脱温暖化」への知恵の絞りど

こかと、このように思います。どこの地域から世羅に来ていただくか、どの年代にターゲットを絞るのかなど、若者の移住定住を促進すると共に、コンパクトなまちづくりの推進を図るチャンスかもしれません。

地域間競争に勝たなければなりません。人口減少は絶対数が減少するので、止めることはできません。

今でも、町のあちこちに住宅が新築されています。早急にゼロエネ住宅への補助金や利子補給などの補助により、脱温暖化のまちづくりを推進されてはと思いますが、お考えをお伺いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。人口減少の抑制は町全体の課題として認識しておりますし、現在、世羅町第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標に沿い、人口減少抑制に向けた施策を推進しております。

町民課といたしましてもそうした意識を持ちながら快適な住環境の整備に関わる事業等推進しているところでございます。

ゼロエネ住宅への補助、あるいは利子補給等補助制度創設のご提案をいただいたところでございますが、次期の脱温暖化せらのまちづくりプランの策定に向けて新たな二酸化炭素排出削減目標を設定することになりますので、その目標達成に有効な支援制度として何が適当か、人口減少抑制施策としての効果等も勘案しながらしっかり検討し、実効性のある計画にしていきたいと思います。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 「脱炭素のロードマップは。」ということで質問をいたしました。「脱温暖化せらのまちづくりプラン」のプロジェクトマネジメントに於いて、ロードマップ（行程表）を示すことが最も重要な事と感じました。ご答弁を要約すると「町民の意識向上」または「意識啓発」を図る。こういう事に尽きると思います。

削減目標 24.7%、期限は令和 12 年度、クリティカルパスは産業部門、ロー

ドマップはでき上がっていると、このように感じます。なぜ、ロードマップが周知されていないのか、意識啓発が十分でないのか、P D C Aサイクルの「D o」の実践の部分の広報がないのか。

○議長（米重典子） 残り1分です。

○7番（藤井照憲） 地球規模の課題を一人一人が課題として取り組むことは、容易ではないと思います。「D o」の部分をしっかりPRして取り組んでいただきたいと思い、この質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員お示しいただきましたように、これまで脱温暖化プロジェクト並びにさまざまな環境問題に関する施策についていろいろと議会からもいろいろとご提案もいただき、また町として施策としてさまざまな予算化してきたところでございますが、近年、やはり今まで通りというわけにはいかない部分があります。新しい技術もいろいろと出てまいりましたし、先程の表にございましたような、新たな蓄電に関することであつたり、さまざまなことに自治体もですね、そういった取り組みを行わねばならない流れになってきていると思います。どういったものが有効的であるか。また先程ありましたように産業部門事業者においてのそういった取り組みをですね、どう進めていくのかというところだと思います。さまざまなカーボンニュートラルの部分において国の施策等もございますので、そういった流れをしっかりと町も組みながら、そういった者としてしっかり提携を結び、連携を結びながらですね、前向きな活動ができるよう今後のプランにも申し述べていきたいと思います。実際、実効有効的なものにですね、進めていけるよう努力してまいります。

○議長（米重典子） 以上で 7番 藤井照憲議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は2時25分いたします。

休 憩 14時10分

再 開 14時25分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に「農作物への獣害対策は」 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい、5番。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 議長より発言の許可をいただきましたので通告に基づき質問をさせていただきます。

まず「農作物への獣害減少対策は」についてお伺いいたします。要旨でございます。町としての獣害対策の根本的な考え方として、まず農家が守るべき農地への「侵入防止」対策をし、生活圏に寄り付かない・住みつかない「環境整備」対策を集落で行い、それでも防ぐことができない害獣を、行政が主体となって捕獲するというふうに私は聞いております。もし間違っていたら後で訂正をお願いします。

要は、自分の利益は自分で、自分及び自分達で守りなさい、まず。それがむずかしかったら行政がお手伝いしますよということだというふうに受け取っておりますが、しかしながら現状は、高齢化と人口減少でその対策そのものの実施がむずかしくなっている。住民の生活を守る点からも、行政が傍観者になることなく、積極的に対策を進めるべきと考えます。

毎年町の補助金を利用し、獣害対策を支援されておられますが、被害が減少したというふうにはあまり私のほうでは聞いておりません。特に最近は鹿による稲作被害等も増加したというふうに聞いており、農家は減収に苦しんでおられるというふうに受け止めております。

現状毎年、同じ対策の繰り返しのよう感じております。打開策は持っておられないのか。その点についてお伺いしたいと思っております

まず最初に農作物被害を食い止めるには、作物に近寄らない予防策と、害獣自体を減少させる方法があると思っておりますが、効果がある、減少できる効果がある具体的な施策を持っておられるのか、お伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 5番 向谷伸二議員の「農作物への獣害対策」についてのご質問にお答えをさせていただきます。議員おっしゃられますように、農作物の被害もなかなか増える一方で生産者からするとですね、せっかく一生懸命

育てた作物が荒らされ、なかなか修理もできていない、そういった対策の事業もあるとお聞きしてございます。私も農業しておりますけども、連日穂が出て傾きかける前にはイノシシがどうしても入りたがってくれますので対策はしますがまた違う場所から入ってきます。確か10年位前にメッシュ柵を補助事業を受けてやりました。しかし、山際にやったもので、なかなか見て回るという作業がおぼつかず、どこが破られているのか確認作業にも手間を取り、また修理がなかなかできていないような状況も聞いております。

1点目にご質問いただきました「農作物被害を食い止める効果がある具体策」についてお答えさせていただきますが、町の対策といたしましては、侵入防止、環境改善、捕獲の3つを柱として対策に取り組んでいるところでございます。

侵入防止対策としまして国・県の補助を活用したメッシュ柵の設置事業の実施と共に、事業対象外の場合や個別農家に対して町の補助事業でございます電気柵等の資材費補助を目的とした野猪等被害防止総合対策事業の継続を考えております。

有害鳥獣の捕獲につきましては、町民の方から有害鳥獣による被害が町に報告された場合、実施隊へ連絡し現地確認をしていただいております。実施隊には、被害確認とともに加害動物の種類特定、必要な場合は捕獲を行っております。また、町民の方が狩猟免許や狩猟登録などの資格を有している場合で、自らが町に被害報告及び鳥獣の捕獲許可申請を行い、捕獲許可を受けてから捕獲されております。

引き続き侵入防止・被害対策支援と、実施隊による捕獲活動を併せて行いたいと考えておるところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）はい、5番。ただいま答弁いただきましたが、私は効果がある具体策はないかというふうにお尋ねをいたしました。従来どおりの対策の返答であったというふうには受け止めました。対策を行うということは、たとえば毎年被害を減少させる、たとえば5年後には被害が半分になったと。そういう実際に数字が出てきてはじめて対策を打つたと、支援したということに



なると思うんですが、実際にはそれがなっていない。ということは対策が足りないというか、更に考え直さないといけないということですよね。そのことについてはどうでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。まさにご指摘いただくとおりであるということは認識しております。まずご質問の趣旨でありました効果あるものはないかというのがご質問の趣旨だったというふうに受け止めておりますが、こちらの答弁の中にはですね、なかなか効果のある具体的なものというのは答弁ができていない部分もございます。と言いますのは、なかなかこれにあたる具体的な効果のあるものというのがなかなか見出せていない状況でございます。そんな中で今、町ができる具体的なものとしては、先程答弁いたしました国の補助事業を使っていたいただいたある程度大きな範囲のメッシュ柵等の設置、そしてまた個人と言いましても、小さい2件以上でございますけど、個人のメッシュ柵、電牧等ですね、設置に対して補助させていただくと。そして捕獲については今までどおりではございますが、実施隊を中心にですね、できるだけ速やかに回っていただくようにですね、こちらからも依頼をかけさせていただいております。そういった中で実施隊の皆さんもお忙しい中ではありますが、そういった捕獲にも回っていただいているというような状況でございます。そういったなかで、ご質問にいただきました効果のある具体的な策というのはですね、今のところなかなか結果が出てですね、半減していったというような新たな策はですね、見出してないところでございます。ですから、今できる事業を引き続きしっかり取組んでまいりたいということでこういった答弁をさせていただいたところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 特に今、見出すことができないということですので次の質問に入ります。

私の地区でもですね、個人捕獲者の方が数名で動かれております。地区内にわなを仕掛けられ、ほぼ365日、朝夕2回ずっと、仕掛けたりチェックに行っ

たりということで、たいへんありがたく感謝しているところですが、ここ数年毎年30頭以上捕獲されております。お陰様で地区内での農作物への被害が大幅に減少いたしました。私の家も鹿による被害にたいへん苦しんでおったんですが、柵というか、メッシュプラス紐もやっておったんですが、それを更に乗り越えるというような形であきらめるかなという感じだったんですけれども、ここ2年30数頭獲っていただいて近寄らなくなってきました。そういったことで非常に獣害対策に大きく貢献されておられるというふうに思っております。ただその方に対する補償金が出ておりますけれども、実際には保険料払ったり、燃料費等の出費もあって、30頭獲ってる3名の方でやられてるんですが、それでもひとり当たりの収入、収入という言い方がいいかよくわかりませんが、補助をいただいた額が月1万円未満なんですね、現実が。365日ほぼ朝夕見て回る。見て回るということは時間を取られるということですよ。用事があっても。それを交代制でやられておると思いますが。それに対してそれだけなのかということです。これが町の補助金と国の補助金を足してもですよ。足しても経費がいったらその程度になってしまうということをお伺いしています。特に捕獲頭数が少ない方なんかだったら、ほぼほぼ吐き出しですよ。実際そういう状況だと思います。

そこで2番目の質問として、巡回及び仕掛けで地域貢献されている個人捕獲者に対して、捕獲実績に応じた更なる支援等を検討してみてもどうか。また新規資格取得者に対する技術支援を検討してみてもどうかについてお伺いいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは2点目の「個人捕獲者に対し、捕獲実績に応じて更なる支援の検討、また新規資格取得者に対する技術支援を検討しては」についてお答えいたします。

有害鳥獣の捕獲支援については、町の単独事業として個人捕獲者からの申請に応じてイノシシや鹿1頭あたり2,000円の報償金制度とともに、平成30年度より国の緊急捕獲事業を活用し、イノシシ及び鹿1頭あたり成獣の場合は7,000円、幼獣の場合は1,000円の報償金の支援を行っております。

また、新規資格取得者に対する技術支援といたしましては広島県猟友会が主催するわな架設講習会について、毎年9月中旬頃に行う狩猟者登録申請の際に技術提供や最新の情報提供を行っております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）私は更なる支援を検討してはどうかというふうに質問をさせていただきました。現状を説明してくださいとは私はひと言も言っておりません。ということは、今のお答えでは更なる支援は一切考えてないというふうに受け止めればいいというふうなことですかね。住民の個人の努力に対してはそれ以上は無関心だというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹）議長。

○議長（米重典子）産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹）はい。ご質問いただきました部分についてのですね、答弁でございますが、更なる支援というところに視点をおかずにですね、現状、そして今後も引き続き行っていくというものを答弁させていただいたところでございます。

個人捕獲者の捕獲の報奨金の更なる支援、増額ということになるかと思いますが、答弁でも申しましたように、現在、町、国と合わせて9,000円ということで、1万円にも満たないというご指摘もあったところでございますが、先程向谷議員のですね、地域の方というのがすべてに当てはまるのかどうか、なかなかわからない部分もございますが、個人捕獲をされる方というのが当然おいでになります。私どもで個人捕獲の方について自らですね、自分の農地をいわゆる守る対策をされている方が多いと認識をしているところでございます。先程当初の向谷議員の質問の要旨ところでもございましたように、農家が守るべき農地の侵入防止ということで、まずは自らが守っていただくという点だと思いますが、自ら自分の農地にですね、個人捕獲ということでわなを仕掛けられるという方が多いというふうに認識しているところでございますので、今はですね、町としては現状の報奨金で様子を見させていただくというのは言葉が違いかもしれませんが、現状で進めさせていただきたいと思っているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）現状が減らないから言っているわけで、各地区でそういった個人捕獲者とか、わなを仕掛ける場所が増えたりとか、各地区でこれ位の人数でこれ位で対策を取ろうという、町全体としてもそうであるべきだと思うんですよ。この地区には何名、その方がおられてその地区を守っているよと。そういう取組みをして地区の農産物を守るということを、確かに個人で守られているかもしれませんが、それが結果として地区を守っていることにもつながっているわけじゃないですか。そういうことも考えて町でどうやってそれを防ぐかということ、ただ個人でボランティアでやってくださいよというのではなくて、その人を使って、その人達に助けてもらって町全体を守るというやり方も考えられるじゃないですか。そしたらたとえば一律に全部2,000円をいくらに上げましょうというのはむしろかしいかもしれません。実際、前年の頭数が130頭か140頭だったと思いますが。町の補助金、個人の捕獲者の補助金は25、6万円位だったと思いますよ。全体の害獣被害に対する補助金からしたらわずかですよ。はっきり言って。ほとんどが反対に言えばボランティアだということですよ。ということをお考えたら、どうやったら守れるかということをお考えるべきでしょ。そのためにその人達に協力していただいてやると。そしたらたとえば年間に1頭、2頭しか獲らない人にこれだけあげますよというのはむしろかしいかもわからんけど、実際にたとえばグループで協力してやると。年間たとえば20頭以上獲ったらいくらになりますよ。30頭以上獲ったらいくらになりますよ。これがいいか悪いかは別ですよ。別ですけど、何らかの意欲を出すようなものが必要ではないですかということです。今すぐこれがいいということはないかもしれませんが、是非検討してみてください。

○産業振興課長（山口 徹）議長。

○議長（米重典子）産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹）お答えいたします。議員ご指摘なりご質問のですね、やはり個人の方が自らの所へわなを仕掛けられても、それで地域の数も減っていくじゃないかと。そこをしっかりとみていけということだと思います。そこにつきましてはですね、ご指摘いただいていることについてはしっかりと受

け止めてですね、また持ち帰って今後のですね、検討課題にはさせていただきたいと思います。

ただ、今、町として現状でとりあえずやっていきたいという思いの中にはですね、実施隊として今、活動いただいている皆さんもおられます。実施隊に入ってくださいますと幅広い地域を幅広い活動ができるということで、また実施隊の場合はですね、出動の手当等も出るようになっておりますので、だから実施隊に入ってやらないけんですとかいうことではありません。じゃないんですが、そういった実施隊に入られて活動されている方もおいでですので、是非そういった方もまた実施隊も増えていく必要があると思っておりますので、更に活動されようと思われる方につきましてはですね、そちらに入ってくださいということもひとつの案といいますか、方法ではないかというふうには思っているところがございます。そういったところ、いろんな手段でですね、目的はいかに減していくかということをご指摘いただいているというふうに認識しておりますので、今後の課題としてですね、持ち帰らせていただきたいと思いますところがございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）持ち帰り検討していただくというご答弁をいただきましたので、楽しみにしておりますので、よろしく願いをいたします。

次に新規で狩猟免許を取得された方についてのことをお伺いしますが、更新時に3年更新でしたかね。免許の。3年更新だったと思うんですけど、3年更新時に、更新者が半減するという話をお聞きしたことがあります。要するに更新されないということです。免許の更新をあきらめる人が半分いるというふうなことをちょっとお聞きしたんですけども、これってやっぱり獲れないから、捕獲できないから、経費だけかかってそれでは合わないからというのでやめられる方が多いというふうに私はお聞きしました。ということであれば、そういった新人さんというか、の方に知識とか技術をきちんとお伝えする仕事も町としては必要ではないかなというふうに思います。講習会があるというふうにご返答がありましたけど、どの程度されているのか、お伺いします。

○産業振興課長（山口 徹）議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。まずご指摘いただいております狩猟免許をお持ちの方がですね、更新時に半分程度、いわゆる更新されないというご指摘があったと思うんですが、たいへん申し訳ありませんが、これについては数字を持っておりませんので、半分ではないということを私も申し上げられませんが、半分もですね、もし講習されずに流されるとすればですね、町の中でもそれはさすがにどんどんそっちのほうが、イノシシは

▼【向谷議員：「新規取得者がですよ。」】

新規取得者、失礼いたしました。新規取得者が前と比べると半分位しか、失礼いたしました。それでしたら可能性としてあるかもしれません。その年、その年で変わると思いますが。その辺の数字を持ち合わせておりませんので、たいへん申し訳ありませんが。

先程の講習会についてでございますが、講習会におきましては、以前から講習会そのものは行われておりますが、ここ数年はコロナの関係で現地での講習会はできていないと聞いております。講習会についてはですね、そういったことがありましたら案内もさせていただきますし、是非参加をしていただきたいと思っております。新規でわなを始められる方についてはですね、もしわからない点がありましたら、町のほうへ聞いていただいてもですね、職員もわな等使っておりますので、そういった指導等もできるというふうにご話しておりましたので、是非ご相談もいただきたいと思っております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） よく相談いただければ相談にのりますという話はされますけど、相談には来られません。ほとんどの人は。なかなかそこまで勇気があって、自分がわからないから聞きたいという人はなかなかいません。ですから、こちら側から提案してあげないとむずかしいですよということです。是非講習の数を増やしてあげて実際獲れるような形にしてあげたらよろしいのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

では次の質問にいきます。

私の家の近くの山や道路でも多くの鹿がたむろして、人間を恐れることもな

く、悠然と生活をしております。被害を食い止めるためには人と動物のすみ分けが重要と考えます。そのためには獣が出没しにくくするための対策、これはたいへん重要だと思っております。現在、バッファゾーンに対する補助も出ていますが、十分に活用されていないように思います。そこでお伺いします。

出没減少のため、バッファゾーンの区域設定の見直しと予算の拡充が必要と考えるが、予算消化実績と今後の対応についてお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。3点目の「バッファゾーンの区域設定の見直しと予算の拡充が必要と考えるが、予算消化実績と今後の対応について」についてお答えいたします。

町では、農地と隣接する森林又は農地沿いの道と隣接する森林で、奥行き10m以上かつ延長100m以上の範囲で行う草木や茂みの刈り払いなどの森林整備に対して、5aあたり15,000円で補助限度額300,000円の「集落里山林整備事」いわゆるバッファゾーン整備事業を行っております。

過去3年間の予算及び実績についてでございますが、年間の予算額1,200,000円に対しまして、令和元年度6件で645,000円、令和2年度7件で630,000円、令和3年度6件で555,000円となっております。今後も実施要望に応える事業推進をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 2点ほど、実施要望に応える事業推進を行ってまいりますという答え、ちょっと私、また意味がよくわからないので、もう少し詳しく教えていただけますか。どういう意味でどういうふうな形でということと、予算が未消化ですけど、原因を教えてください。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） まず今後も実施要望に応える事業推進を行ってまいりますということでございますが、いわゆる予算の消化と言いますか、予

算の実施率もですね、先程答弁いたしましたように50%程度で推進しているところでございます。これはですね、ひとつにはこれがすべての原因ではございませんが、やはり周知等も不足していることも原因かと考えておりますので、今後も実施要望に応える事業推進というのにはまず周知をしながらですね、実際の相談があったときにですね、どういった形が望ましいか。勿論補助事業でございますので、一定の要件はございますが、どういった形が望ましいのかというあたりをですね、しっかり事業要望の相談があったときに、そちらの話しをよく聞いてですね、実施できるような形で進めてまいりたいということを含めてここに事業推進を行ってまいりたいというふうに書いたところでございます。

また2点目の消化できてない原因でございますが、これにつきましては、いろんな要因があるかというふうには考えてはおりますが、やはりですね、集落でのやはり高齢化、これが一番の要因ではないかというふうには考えているところでございます。この事業やっていただくのにですね、いわゆる集落の方が自ら下刈り等の作業をされるということが非常に多い事業でございますので、やはり年々ですね、そういった作業がむずかしくなっているということもあるのではないかとこのように分析しているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）いろいろな要因は、今おっしゃられたように高齢化とか、人口減少とかもやっぱりあるとは思いますが、ひとつにはこの設定ですよ、農地に隣接したという設定自体が非常にむずかしくしているのではないかなというふうに私は思っています。たとえば農地があつてその上に道があつて、ここ山林があるとします。ここ農地で、ここは雑種地とします。ここはいいですよ、ここはだめですよという話しですよ。ただどこすぐ横5m先の雑種地の上の山から入ったら、どうしようもないですよ。対策にはなってないですよ。農地に隣接したところだけOKですよという話ですよ。そんな都合のいい場所ばかりあると思われませんか。ないですよ。ということは、やっぱりずっとやっていかないといけないということですよ。山際を。山際をずっと処理するのにどういう方法を考えればいいのかということを考えないとい



けないと思うんですよ。それが区域の見直しということで私は提案させていただいたんですけど、要は予算がありますから、何でもかんでも町内全域からどうぞ、どうぞというわけにはいかないと思うんですけど。予算を決めてですね、決めた上で小地域で、たとえばうちの地区だったら振興区という単位があるんですけど、振興区単位でそこをやってみようということであれば、申し込み順、リフォームじゃないですけど、申し込み順で予算をつけましょうと。それで上限はあるにしてもですよ。面積で上限は決めればいいと思うんですけど。それでその地区をやってみませんかということであれば取組みやすいと思うんですよ。そうやらないと広がらないと思うんですよ。これもさっきと同じで町全体に広げていこうと思えば、そういったところを小地区の集積面積で考えたらどうかと思っているんですよ。50の100とかいうんじゃないくて、トータルでこれ位のところを切りましょうと。これに対して予算これ位ですよと。今年度はこの地区とこの地区と、この地区をやりたいとやればその地区はできるじゃないですか。何年かずっと続けていけば全体できるじゃないですか。後は維持管理をすればいいということですけど。勿論単純に言っていることがすぐできるかどうかは別ですけども、考え方としてそういうやり方はありますよということです。そうすれば予算も決められるし、きちっと地区がよしやりたいという地区から進めていけばいいわけで、それがモデル地区になるじゃないですか。そういった、何か違う切り口で本当に取り組めるやり方をやはり町としても考えるべきではないですか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。議員のご質問の中で、特に制度のいわゆる考え方、それからその中へあります区域の見直し、そういった点でご指摘をいただいたと思います。

確かに今、補助事業でございますので、何でもルールを曲げて、自由にやりなさいということには当然なりませんので、先程一例をいただいたような田んぼの続きがないような場合とかですね、たとえば山際でなかなか今の条件に合わないといったような具体的な例があるかと思えます。こういったことにつきましてではですね、どこまで今の制度で対応できるかも含めてですね、やりやす

いような制度に検討していくことは重要だというふうにお聞きいたしました。すぐじゃあ、いい方法が浮かんでですね、来年度からすぐこうしますとなるかどうかわかりませんが、そういったようなある程度使いやすい事業に変えていくというようなことは重要だと考えますので、もう1回そういった新たな制度の見直しはですね、検討してまいりたいと考えております。

それから振興区等で行うということもご意見としていただきましたので、確かに先程言いました高齢化等でいわゆる作業する労力が不足している点をですね、地域全体で取組めばまた違ってくるのではないかというふうには私も思っておるところがございますので、その辺もいわゆる制度の見直しにもなるかと思いますが、そこらも含めて今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 検討していただくというふうにご返答いただきましたので、是非検討していただいて、どんなやり方ができるか、是非考えていただきたいと思えます。

ただ高齢化して作業するのが大変むずかしいと。大きな木があるかもしれない。じゃあ、それはどうするのかということも出て来る。これはあくまでも町全体としてバッファゾーンを広げていく。これは景観の整備にもつながりますので、大変重要なことだと思うし、取組めばいろいろ冬の農家の方の副収入になるかどうかわかりませんが、そういったことになるかもしれないし、いいのではないかなと思うんですけど、たとえば木を切る機械をどっかで手配するとか、レンタルさせるとか、たとえばそういったことのどうやったらそれができるかということをもっと具体的にもう少し考えていただければ、機械をどうやったらたとえば住民の方が使えるかというのは私もよくわからないんですけど、そういった方法が何かあるのかどうか。なかなか70、80の人が大木を倒してということにはなかなかならないのが現実ですから、じゃあ、バッファゾーンをきちっとやっていこうと思えば、手が足りない部分、高齢化している部分を何で補うかということもやはり大切だと思うので、その辺も併せて町全体で住民の方が、そういった生活を守ることにつながるのか。そういったこと

も是非検討していただきたいなというふうに思います。

この項の最後の質問で、侵入防止柵導入農家への設置及び対策指導はについてお伺いいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。4点目の「侵入防止柵導入農家への設置及び対策指導は」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、効果的な侵入防止を実施するには、効果が最大限に発揮できる装置が必要でございます。

農家の方から鳥獣による被害相談や補助金等の相談を受けた際には、実施隊員による農地のパトロールや鳥獣被害対策支援員による効果的な設置方法について説明すると共に、随時の問い合わせにも対応させていただいているところでございます。

○議長（米重典子） 次に「観光事業への新たな取組みは」5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 新型コロナウイルスの終息が見えない厳しい状況は続きますが、年末には新たなホテルの開業を迎えます。宿泊施設の少ない世羅町にとってはたいへん大きなチャンスでもあります。

今年春に民間事業者と観光に関する新たな包括協定を結んだという報告を受けていますが、ホテルへのお客様の呼び込みや、周遊観光、あるいは食事、こういったことにどのように対応するのか。観光事業への新たな取組みについてお伺いいたします。

まず最初に民間事業者と包括協定を結んだ目的と進捗状況についてお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷議員2問目、「観光事業への新たな取組みは」のご質

間にお答えさせていただきます。

議員お示しいただきますように、今年4月、株式会社農協観光と「世羅町観光振興・活性化パートナーシップ」という名称で包括業務提携に関する協定を結んでいるところでございます。

この包括協定の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症による観光事業等の地域経済活動への打撃を緩和し、その収束後を見据え、農泊や旅行商品の造成・地域ブランドの推進に実績のある農協観光と町が、相互に積極的な連携協力のもと、地域経済発展に寄与する動きを加速させることとしてございます。

現在は、観光振興相談の業務委託契約を結び、農協観光から商工観光課へアドバイザーとしての職員1名の派遣を受け、観光振興に係る相談や企画立案業務に従事していただいているところでございます。

なおこの農協観光、官公庁の事業等にもいろいろと幅広く知識もあり、またそういった全国の観光振興の中でもいろんな会議等へも出席する中で、世羅町のさまざまないいものをですね、企画立案という形ではありますけれども、とにかく今、マイクロツーリズムでございました。今後についてはインバウンドも含め広域から世羅町へ訪れていただくことをですね、想定しながら、さまざまな事業展開を行っていただくこととしております。なお、これより以前にですね、実は農水省の予算で、農協観光を通じてさまざまな食に関するプロジェクトも行ってきたところであります。しかしこのコロナ禍に入って飲食関係の部分にさまざまな影響ありまして、そこで途絶えていた部分もありました。これを再構築してくれなくてはいけないということをですね、農協観光にもしっかりと私のほうから伝えさせていただいてます。今後、今さっきありましたように、ホテル事業者が進出という形で進めていかれますけれども、ここの者においては世界にそういったお客様をお持ちです。既に。そういったところをですね、町へどういうふうに周遊いただくかと、そういうシステム作りも必要であろうかと思いますし、特に世羅町には花観光で大きく頑張っている事業者でございます。こういったところといかにリンクしてさまざまな方にお越しいただけるようになるのか。これは先般、私を訪問いただいてですね、今後のまずは造成のみならずですね、新たな展開を模索しなければ、このまま今までどおりをやっていては観光振興は伸びていかない。また消費金額も、このままでは広がっていかない。

分母が増えるばかりではいけないということで、そういった多角的な経営論から始まりですね、さまざまな町のいいところをもっともっと高めていく。なおさら、新たなお客さんをどう来ていただくか。そういった仕組み作りもですね、必要なかと思っています。農協観光の売りはふれあいツーリズムです。そういったツーリズムを泊は勿論ですけども、世羅町らしくですね、いろんな事業ができる展開をお願いしている状況でございます。まだ来られたばかりでございます、いろいろと模索するところもありますけれども、全国展開される農協観光に、さまざまな観光事業者と連携も持たれておりますので、そういったところに期待させていただいているという現状であります。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）是非プロのお知恵をお借りして新たなプラン等を考えていただけたらというふうに思います。

では次に2番目、新たに開業するホテルと世羅の観光産業をどう結び付けるのか。併せて観光客の周遊や食事に関する点についてもお伺いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹）議長。

○議長（米重典子）商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）それでは2点目の「新たに開業するホテルと世羅の観光産業をどう結び付けるのか。またホテルへの誘客・周遊観光・食事場所などについての考えは」のご質問についてお答えします。

12月に道の駅世羅の隣接地にオープンするホテルは、宿泊特化型のホテルとされており、館内にレストランなどの飲食店舗はありません。また、各部屋にはバスタブが無くシャワーのみというシンプルな客室となっております。

現在、観光協会を中心に、観光事業者、飲食事業者などで協議が行われており、ホテル宿泊者に対する食事提供のあり方や2次交通の対応などの検討がされているところでございます。

町といたしましては、ホテルのオープンが新たな観光客を呼び込むものと期待しており、隣接県のみではなく同系列ホテルの宿泊客や空路も対象にした広域での誘客を視野に入れた対応が必要であると考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 町民の方も大変興味を持って見守っておられると思います。今、さまざまに検討されておるといってお答えでしたけど、たとえば瀬戸内海に来られているお客様をこちらに呼びこむ手立て、あるいは空港から呼びこむ手立て。いわゆる移動手段というか、そういった形のもの。あるいは食事対策、あるいはホテルからの周遊という、こういったことに関しての、具体的に今現在で教えていただけるような情報というのはお持ちでしょうか。あったら教えてください。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 2点ご報告いたします。中国やまなみ街道沿線ネットワーク会議という取組みがございまして、そのなかには松江市、出雲市、広島でいきますと尾道市、三次市、そういうようなネットワークがございまして。このネットワークの中で今後ホテルができることによってどういった展開ができるかということで、中国整備局を含めてですね、今既にオープンをしているマリオットホテルさんのところを視察したようなところがございまして。そういう今の取組みについて今後どのようなことで展開していくかというのをこれから深く掘り下げていく必要があるかと思っております。

それと2点目としますと、今、このホテルを建設されています積水ハウスの開発事業部様と道の駅世羅、世羅町観光協会と、私どもで協議を重ねておりますけれども、運営母体でありますマリオットホテル様の支配人、そういったメンバーが固まった段階ではより具体的なことが進んでいくものと理解をしております。積水ハウス様からのご希望、それから道の駅世羅、世羅町観光協会としてできること、そういったことを踏まえまして、観光協会では会員様踏まえましてですね、どういったことが可能なのかという協議が深まっているというふうにお聞きをしております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） まだ具体策はまだ検討中ということによろしいですか。期間がただもうあまりございませんので、できるだけ早い段階で対応を取られた

ほうがよろしいかというふうに思います。ホテルの横に道の駅世羅という、玄関口が、観光の玄関口がございます。道の駅世羅というのは、お客様を世羅の観光地に案内をする窓口としても大変重要だと思いますし、世羅産品、いろんな食べ物にしてもですけど、あると思いますが、そういったことの窓口として考える場所でもあるというふうに思いますが、そういったことへの対策というのは、案内できる対応というか、対策というのは取られておられるのでしょうか。この点についてお聞きします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。今、世羅の観光振興につきましては、観光協会様を窓口にいろいろ取組みを進めていらっしゃるんですけども、今回の外資系ホテル開業に伴い2つの事業を構築しようというふうに考えてございます。

それは農協観光様のネットワーク活用したものでございます。ひとつ誘客としまして旅行会社社員のモニターツアーをやっていきまして、いかにお客さんを呼びこむかという事業を考えてございます。もうひとつは受入れ態勢の充実でございまして、観光施設のおもてなしセミナーをやっていきますよということで、これも農協観光様のネットワークの中で大手航空会社のCAと言いましようか、客室乗務員様の力をお借りしまして、ワンランク上の接客接遇、そういったことをやっていくように考えてございます。これもあくまで窓口である道の駅、あるいは世羅町観光協会にやっていただくように考えておりまして、これは明後日の補正予算でもご説明をさせていただくことを考えております。こういった具体的なこともこれからやってまいります。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） ちょっと質問と答えが違うかなと。私は道の駅世羅がどういった機能を持っているかということをお聞きしたので、そこがきちんと機能を果たしているかどうかをお聞きしている。その従業員の方とかその案内する何かツールがあるのかとか、そういったことがきちっとできているのかということをお聞きしました。

○議長（米重典子） 質問の内容をよく聞いてくださいね。

○商工観光課長（前川弘樹） （挙手）

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 申し訳ございません。道の駅につきましても、コンシェルジュ機能がございまして、どちらのスタッフにおきましても、訪問されるお客さまにつきましても、現状の観光の状況については説明できるような状況になってございます。ですからあそこはゲートウェイの機能を持っておりまして、あそこからいかに町内へ周遊していくかというところでご努力をいただいているとこととでございます。そういった意味で平成26年世羅町へ訪れる観光客が激減になっていた中、道の駅ができたことによってV字回復ができた。そういった意味で道の駅世羅を踏まえて周遊、これについては至らない部分あるかもしれませんが、頑張らせていただいておりますし、その活動については敬意を表しておるところでございます。

○議長（米重典子） 世羅の産品についてはどうですかと。道の駅でそういう案内ができるのかということがありましたけれども。

○商工観光課長（前川弘樹） はい。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 産品につきましても出荷者の方々が旬なものを提供されまして、それを観光協会のホームページでは発信をしておりますし、そこでも選りすぐりのものをお買い求めいただけますし、更に町内の各直売所でも買えるというところで情報発信についてはきめ細やかに取組んでいただいております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） たとえばあそこに来られたお客さんに対して、今はこの観光施設からこういったものが出ていますよと。こういった旬のものがありますよとか、今行ったらこれが美味しいですよとか、今これが見頃ですよとか、そういったものを情報発信する。しかもそれは聞かれたら答えますよね。聞かれたら答える能力は持っていますとさっきおっしゃられましたけど、それは勿論持っていていただいて結構なんですけど。そうじゃなくて、来たお客さんにどうやってそ



それを配るといふか、お知らせするのかということが大切ですよということですよ。それによって見た人がそこへ行ってみようかとなるわけじゃないですか。そこが機能だと思うんですよ。わかりますかね、言っていることが。そんな機能を是非持たせていただいて、更に町内の生産者の方とか、観光施設の方が潤うように、そこが是非窓口になって、そこのやりとりですよ。観光施設からも情報をいただいてそれをそこで配る、知らせるといふ形のものが必要ですよということをおっしゃっているんです。是非そういったことも検討していただきたいというふうに思います。

ホテルができることによってツアー客が増えるということは考えられますので、是非、今高野山もありますし、歴史探訪というようなやり方とか、いわゆるセット、パックもんですよ。興味のある人に対してこういったものが世羅にはありますよ。周遊してくださいというようなセットものを提供するとか、あるいはそれに伴って、タクシーのフリー乗車じゃないですけど、1日周遊券みたいな形でたとえば出すとか、いろいろやり方はあると思うんです。来られた方にどうやって世羅の中を歩いてもらえるか。実際、それで少しでも世羅の地元の業者様が潤う、消費していただくような形に持っていけないと意味がない。ただ見て良かったね、帰ろう。これじゃ全く町の収入にはならない。そこをやっぱり考えるべきで、是非しっかりとその辺も検討していただけたらなというふうに思います。

次の質問いきます。

ぶどう生産者とワイナリーの方の努力により美味しいワインを提供していただいておりますが、県内には多くのワイン、醸造所がたいへん、あちこちできているといふか、非常に競争が厳しいといふふうにお伺いしております。そこで伺います。県民公園と夢高原市場及びせらワイナリーについて、新規顧客の獲得とリピーターづくりの対策はについて伺います。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 3点目の「県民公園と夢高原市場及びせらワイナリーについて、新規顧客の獲得とリピーターづくりの対策は」のご質問についてお答えします。

せら夢公園への来場者は、コロナ前で年間 30～35 万人でありましたが、ここ 2 年は 26～27 万人で推移しております。

せら県民公園の指定管理者であります株式会社セラアグリパークの来場者アンケートによりますと、県民公園へは遊びに来ているが、せらワイナリーの存在は知らなかったという回答も一定数あったため、これまでにミニ S L の乗車券配付などによる、せらワイナリーへの誘導も実施されており、夢高原市場及びせらワイナリーにおいても、魅力度アップを図る努力をされているところでございます。

○ 5 番（向谷伸二） （挙手）

○ 議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○ 5 番（向谷伸二） 先般も全協の席でワイナリーについていろいろな努力をされているということのお話しをお聞かせいただきまして、大変素晴らしい活動だなあ、動きだなあと思っております。ただ、ただですね、自分を磨くという意味でもそれは大変重要ではございますが、お客様のニーズ把握が十分にできているのかどうかということをちょっと心配しております。その辺の確認のため、少しお伺いしたいと思うんですが、来客データの取得、あるいはリピート率の把握というのはされてますか。お持ちでしょうか。

○ 商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○ 議長（米重典子） 商工観光課長。

○ 商工観光課長（前川弘樹） お答えします。入込の状況については把握をしておりますけども、リピートについては把握をしておりません。

○ 5 番（向谷伸二） （挙手）

○ 議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○ 5 番（向谷伸二） 来客データというのは人数把握だけですか。

○ 商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○ 議長（米重典子） 商工観光課長。

○ 商工観光課長（前川弘樹） お答えします。せら県民公園側とせらワイナリー側によって人数で把握をしております。

○ 5 番（向谷伸二） （挙手）

○ 議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○5番(向谷伸二) 私が言う来客データというのはどういった方が来られているかという、家族データであったり、そういったたとえばどこから来られているかとか、そういったことをお持ちかどうかというふうにお聞きしました。たとえば会員制ですよね、来られた方に会員になっていただく。会員制にすれば、当然情報を書いていただくということになりますよね。そういったものがあって初めてたとえば家族構成であったり、どこから来たとか、マイカーで来てどうだとか、そういった詳しいこと、たとえばアンケートをその方に直接持って行きますよね。いろんな情報を取るための、お客様データというのがまず最低限必要だと思うんですが。その辺はご検討はないでしょうか。

○商工観光課長(前川弘樹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

○商工観光課長(前川弘樹) お答えします。今の私どものほうで把握できるとすれば、ワイナリー側で行っていただいたアンケートでございます。今の各お客様世代構成がどうであるとか、どちらからいらっしゃってというような細かいところまで把握はできてないというふうに思われます。

○5番(向谷伸二) (挙手)

○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。

○5番(向谷伸二) まず基本だと思うんですよ。顧客データを持っていることは。たとえば会員制であれば、ポイントサービス等もできますし、優待制度とか、そういったことも使えますし、食事券、食事の案内とか、そういったことも、さまざまに使えると思うんですよ。まずそれがないと、向こうのお客様が何を欲しているかというのをまず知らない状態で売り上げ上げますというのははっきり言って無理です。そんなことは。やっぱりきちっと相手の情報を得るということは非常に大切だと思いますよ。また、隣の県民公園には土・日多くの家族連れの方が来られてますよね。非常に私は来られてるなあというふうに思って見てます。でもあの方がどこから来られているかご存じないでしょ。データないですからね。その方達がたとえば夢高原に来ていただくためには何をしたらいいのか。たとえばその人達がリピーターになってもらうのに、あの今の施設だけでいいのかとか、どういった催しものやってほしいとか。そういう情報持ってはじめてあそこにリピーターとなって来ていただけるんだと思うんですけど、基となる

データを持ってないというのは、はっきり言うておかしいんですよ。それをどうやって今からそれを構築していくかということがまず重要になるのではないかなというふうに思いますので、是非その辺はやっていただきたいなというふうに思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私から5番議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

この株式会社セラアグリパークに関わることのご質問もいただいたところでございます。この者につきましては町が第3セクターとして設立をし、会社運営をされている会社でありますので、その者の方針なり状況についてご質問いただいたということ、またご提言をいただいたということになってくると思ひますので、しっかりとその指定管理者に、その者には伝達をしていくことが必要だろうと受け止めさせていただくところでもございます。

ビッグデータ、いわゆるお客様の情報というのはしっかりとそれはお客様のご了解もいただきながらいただく、収集していくことも必要だろうと承るところでもございます。しっかりとその収集なり、把握にあたっては慎重に行っていくことも必要ですし、いただいたご意見についてはしっかりと受け止めさせていただきたいと存じます。いずれにしましても、今のご来場されている方々の傾向をしっかりと見極めて次に活かしていくことが非常に重要な点であるし、現在のしっかりとした現状分析が必要であるということをご示唆いただいたと受け止めさせていただいております。担当課を通じまして、その者にしっかりと本日のご指摘いただいた、ご示唆いただいた点も伝達を行いながら、今後にご指摘いただいたところをしっかりと踏まえて発展につながるように取組んでまいりたいと存じます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） それでは次に、最後になりましたが、今高野山開基1200年記念イベントの進捗状況をお伺いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 4点目の「今高野山開基1200年記念イベントの進捗状況は」のご質問についてお答えいたします。

町内13自治組織と任意団体5団体を想定し、今高野山開基1200年記念イベントを実施された場合に、一団体に最大で20万円の補助金を支出する事業を実施しております。

現在のところ、自治組織で3団体、任意団体で6団体の申請があり、事業開始されたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大によりイベントを余儀なく中止とされている団体もございます。

申請をされていない自治組織や、複数の任意団体から記念イベント実施の相談が続いております。

今年のみならず、来年以降にもつながる事業の実施をしていただき、町の賑わいにつながるよう支援をしております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 今年度のイベントが成功し、多くの観光客に来町していただくと共に、世羅を知っていただくよい機会になればと思いますが、今年だけでなく、来年以降も今高野山を中心とした観光がますます栄えることを望んでいます。そのためにも来年以降も引き続きイベント企画を計画していただき、世羅の今高野山のすばらしさを更に広めていただきたいと思います。行政も努力されている関係各位をしっかりとサポートしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。私の質問は以上です。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員からいろいろとご示唆をいただきました。特に最後の項目でございます今高野山開基1200年記念イベントでございます。なかなかコロナ禍ということもあり、事業展開ができないという部分がございますが、是非とも将来、1201年、1202年とですね、しっかりさまざまに地域の発展につながる事業になるように努力してまいりたいと思いますし、現状、さまざまな団体もまだ考え中という状況であります。これから秋、また冬に向けてさまざまな展開

が整うようにですね、いろいろ声掛けもさせていただきながら、世羅町のしっかり名前を売り込んでいけるように頑張っまいます。

○議長（米重典子） 以上で 5番 向谷伸二議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで「延会」したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで「延会」することに決定いたしました。

本日は、これで「延会」します。

次回の本会議は、9月6日 午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

-----

延 会 15時35分